

地名散歩

第56回 地名が引越す？

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

現代人がアダチと聞けば、大半が東京都足立区を思い起こすに違いない。すでに68万の人口を擁する「大都市」であり、単独で政令指定都市になれるほどの規模だ。しかし足立の地名はもともと武蔵国の郡名で、それが明治になって埼玉県北足立郡と東京府南足立郡に分かれた。郡衙(行政庁)があった郡の中心は、今でいえばさいたま市大宮区付近で、現在の足立区はその南端部分に過ぎなかった。

かつては大宮・与野・浦和・蕨・川口・戸田・草加・上尾・桶川・北本・鴻巣(旧市名も含む)などを含む広大な面積を誇っていた北足立郡も、郡内の町村がごとごとく市制施行して、今は伊奈町のみとなっている。このため埼玉県内でアダチの声を聞くことは稀となった。それどころか、平成13年(2001)に大宮・与野・浦和の3市合併で誕生した「さい

たま市」は、歴史的地名を知る者にとっては少々困った事態をもたらした。前述のようにこの3市域はすべて北足立郡に所属していたからだ。

もちろん「さいたま」は、県庁が置かれる都市だから県名にちなんだものであるが、その由来となった埼玉郡(明治12年以降は北埼玉郡・南埼玉郡)は足立郡の北側もしくは東に接する別の郡なので、埼玉郡の「本家」である春日部・越谷・久喜・八潮・蓮田・行田・羽生・加須などのエリアからは異議もあったようだ(後にさいたま市に編入した岩槻市は南埼玉郡であったが)。

これらの地名の動向を見ると、埼玉の地名が大膨張した代わりに足立の地名は埼玉県内からは駆逐されてしまった感がある。足立の地名が現役であるのは、南部の東京都内(旧南



北足立郡だった大正3年(1914)の大宮・与野・浦和とその周辺。当時埼玉県に市は存在せず、県庁も北足立郡浦和町にあった。同町の市制施行は昭和9年(1934)。1:200,000 帝国図「東京」大正3年製版



大宮・与野・浦和の3市は平成13年(2001)に合併、さいたま市となった(後に岩槻市を編入)。大宮・浦和は区名に引き継がれたが、与野は中央区を名乗ったため消滅。1:200,000 地勢図「東京」平成24年要部修正

足立郡)にほぼ限られており、実質的には「地名が引越した」と言えるかもしれない。志木市の旧称が足立町だったことを知っている人は少なくなったが、この旧町名(昭和30～45年)も、今となってはだいぶ違和感がある。私など歴史的地名のファンにとっては、さいたま市ではなくて「足立市」が正当だとは思ったものの、さすがに県内の足立の衰退を見るとそこまで主張するのはためらわれた。

平成の大合併で群馬県内は、埼玉県と比べても合併が大きく進んだが、平成18年(2006)に高崎市が周辺町村を編入した結果、榛名山頂も含むかなり広域の市になった。このうち多野郡新町は隣接する藤岡市との合併を避け、飛び地合併で高崎市に入っている。その是非はともかく、「高崎市新町」となって困ったのは、元々の高崎旧市街に江戸時代から存在した新町であった。読み方が異なるため、結局はこちらを平仮名の「あら町」に変えることで決着させてしまったのである。

私は直接この住民の方から「困ったものです」と嘆きの手紙をいただいたが、何百年にもわたって高崎城下町の新町であり続けた方の表記を変え、高崎とは郡も異なるまったく別の町を高崎市新町としてしまったのだから、実に困った解決策ではないだろうか。後世になって、平成18年以前の高崎市新町は「あらまち」と読んで旧城下町だが、同年以降の高崎市新町は「しんまち」で、こちらは10キロ離れた中山道の宿場町、という分類が将来にわたって厳密にできるかといえば、実に心許ない。

そもそも合併協議会でここまで考えて判断したのだろうか。歴史的地名を尊重してこの問題を解決するのなら、多野郡新町(明治29年以前は緑野郡新町)の方を旧郡名に戻した

上で高崎市「^{みとのしんまち}緑野新町」とすれば何の問題もなかった。原因は合併協議会に地理や歴史の専門家が不在であったためだろうか。あるいは政治的な駆け引きの前にその意見が通らなかったのかもしれない。このように末代まで誤解の元となるような不見識を、どうやら未然に防止できるだろうか。何らかのシステムが求められる。

平成の大合併に関連した「地名の引越し」としては、^{ふじかわちやう}富士川町が挙げられる。まず初代の富士川町は明治22年(1889)に町村制が施行された時に静岡県庵原郡の岩淵・木島・中之郷の3村が合併した富士川村が最初で、甲州の年貢米がこの川を下ってくる重要な河港の存在もあり、川の名が新村名に選ばれた。この年に開業した官営東海道鉄道(東海道本線)には村内に岩淵駅が設けられているが、開業は隣の富士駅よりも古い。その後明治34年(1901)に町制施行して富士川町となり、駅名は昭和45年(1970)に町名に合わせて富士川と改められている。町制施行して107年後にあたる平成20年(2008)には富士市に編入されて消滅した。

ところがそのわずか2年後には山梨県に富士川町が出現したのである。直線距離で約50キロ(町役場間)も上流側であるが、^{こま}南巨摩郡の^{かじかざわ}鵜沢町と^{ますほ}増穂町が合併して誕生した。静岡県側と同じように古くから富士川水運の要衝であったことが背景なのだろうが、この結果、富士川町も平成20年までは静岡県の町、22年以降は山梨県の町となるわけで、やはり紛らわしいには違いない。少し古いカーナビで「富士川町役場」と目的地設定をしたら、甲府盆地の南端へ行くつもりが、駿河湾に近い静岡県の方へ連れて行かれてしまう。地名の取り扱いはくれぐれも慎重に願いたい。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.718
2016 November



表紙写真
「晩秋を行く」

第31回写真コンクール金賞
山本 隆博●香川会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第52回 物事の結果からその原因を探るベイズ統計学

日本土地家屋調査士会連合会 理事 林 亜夫

明海大学不動産学部名誉教授

07 災害復興まちづくり支援機構

復興まちづくりシンポジウム

第10回 専門家と共に考える災害への備え 復興準備編

～住民主体の復興を進めるために、我々ができること～

10 津軽と南部の藩境塚綱引き合戦

青森県土地家屋調査士会 広報部理事 澤橋 和男

12 支部対抗ソフトボール大会

年に一度のお祭り騒ぎ

14 ベトナム法整備支援研修員が日本土地家屋調査士会連合会を訪問されました

16 愛しき我が会、我が地元 Vol.33

青森会／和歌山会

19 土地家屋調査士新人研修開催公告

中部・東北・北海道・四国ブロック協議会

20 会長レポート

22 日調連主催「実務講座」～土地境界実務～

土地境界問題解決への貢献のために

～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて 第2回

東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長) 江原 健志

31 ちょうさし俳壇

32 国民年金基金から

34 ネットワーク50

徳島会

36 ADR法務大臣認定

土地家屋調査士になろう！

39 土地家屋調査士名簿の登録関係

40 会務日誌

41 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第52回 物事の結果からその原因を探るベイズ統計学

日本土地家屋調査士会連合会 理事 林 亜夫^{つぐお}
明海大学不動産学部名誉教授

ベイズ¹統計学の利用

土地家屋調査士の方々は実務において統計学を意識的、無意識的に利用されています。まずは測量における誤差処理や推定など、統計処理技術が信頼される実務遂行のために不可欠であるといえましょう。さらに境界を確定するために境界標を効率的に探し出す技術も重要です。境界標が見つからず古いブロック塀の工事跡が確認できたとしましょう。このとき工事跡の端に境界標が埋まっている可能性は経験と勘から8割と確信、その場所を掘り起こすことになるでしょう。これも実は統計学の応用になります。

前者の統計学では、平均、推定、検定、標準偏差(シグマ)、有意水準、大数の法則、正規分布…、といった用語が用いられます。一方、後者では、条件付き確率、主観(個人)確率、事前確率、事後確率といった用語が用いられ、学問として古い存在なのですが、最近になって注目されてきているベイズ統計学です。

ベイズ統計学について、皆様方も既に勉強された方も多いと思われますが、本稿では広く皆様方の実務にお役に立てるよう、その基礎的応用原理を紹介したいと存じます。

なお、文中多くの数値が用いられていますが、公表されている国の調査データ以外は全てベイズ統計学を説明するための仮のものとして理解していただきたいと存じます。

空家の統計調査

現在、空家問題は全国的、国家的問題になっています。国は「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年)」により、地方自治体が特定空家に対して具体的な対処ができるようにしましたし、空家実

態調査や研究も多く行われるようになってきました。

小生は戸建てを中心にした中規模計画住宅団地に住んでいますが、最近、空家が増えてきたことを感じていて、この団地内にどれくらい空家が発生しているか知りたくなりました。団地内に集合住宅もあるのですが、管理の行き届かない戸建ての空家は、従来の既存市街地よりも計画整備された住宅都市を急激に荒廃させられるからです。そこで、まず戸建て住宅の空家率が分かればこの団地の空家数の推定ができると思いました。

「住宅・土地統計調査(平成25年：総務省)；以降、調査[1]と呼ぶ」によれば、全国で住宅形態に関係なく全ての住宅数に占める空家率は13.5%です。また、「空家実態調査(平成26年：国土交通省)；以降、調査[2]と呼ぶ」によれば、空家のうち「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」を除いた「その他の住宅」数に対する総住宅数にしめる割合は5.2%としていますが、ここには共同住宅も入っています。知りたいのは戸建て住宅団地の空家率なので2つの比率は推定に使えません。そこで調査[1]の公表されている集計表から、全国の戸建て空家のうち「二次的住宅」と「賃貸、売却用住宅」を除いた空家数と戸建て住宅総数から、戸建て住宅空家率を8.4%²としました。地域特性や開発からの年数等の団地の空家率に全国平均から乖離^{かいり}があるのは留意すべきですが、まずは小生の団地の空家率と仮定します。

団地内の戸建て住宅が5,000戸あるとすれば、空家は420戸あると推定できます。しかしどの家が空家、あるいは空家でないかといった個別の推定はできず、あくまでも全体的、平均的現象認識に留まります。そこである住宅が目視で空家らしいと見えたら、本当に空家である確率はどれくらいになるかという問題を考えてみます。

1 トーマス・ベイズ(1702～1761)：ベイズ統計学の創始者といわれ、英国の長老派教会の牧師で数学者。

2 調査[1]から戸建て空家のうち「二次住宅」・「賃貸・売却用」を除いた2,389千戸、戸建て総戸数は28,599千戸から計算。

前述した空家調査：調査[2]は、調査[1]の結果から戸建て空家を抽出、その空家についてブルーマップ又は公図との照合を通じてその地番を確認、その登記簿謄本を取得し所有者等を特定、調査書郵送によって調査を行ったものです。調査項目として、空家の「建設時期」、「延べ床面積」、「腐朽・破損状況」、「所有者の属性」、「利用・管理状況」、「住まなくなった理由」等々、興味深い調査結果を知ることができます。

空家の目視による判別

戸建て住宅を目視で空家か否かを推定するためには目視対象とその評価方法を設計しなければなりません。調査[2]の調査項目に、空家の「腐朽・破損」の有無、その中で「屋根や柱の傾き等」の有無、「外回りと室内腐朽・破損」があります。これらは空家の外形からかなりのところ目視で観測できる項目です。この調査によれば戸建て空家2,140の所有者の47%は「腐朽・破損」があり、36%は「腐朽・破損」が無いと回答しています。この情報から「家屋の一部が壊れていたり、外構が崩れていたりした家の5割弱は空家だ！」と判断するのはよくある過ちです。「腐朽・破損」は「空家」がもたらす結果ですが、当然のことながら居住住宅であっても「腐朽・破損」が生じます(以降「空家」でない住宅を「住家」と呼ぶことにする)。調査結果はあくまでも「空家」であること(原因)が「腐朽・破損」という(結果)をもたらしている程度を調査、明らかにしたものです。しかし、知りたいことは住宅の「腐朽・破損」(結果)を観察したとき、この住宅が空家(原因)であることを推定することです(図-1参照)。

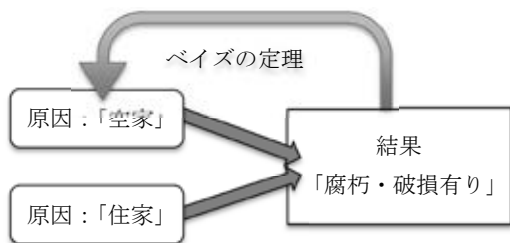


図-1

まず、団地内で何らかの「腐朽・破損」が見られる住宅がどれくらいあるか推定及び想定してみます。空家では調査結果から47%が該当しますが、無回答・不明分があるのでこの値を補正して用います。無回答・不明分は380件ですが他に情報がないので、「腐朽・破損」の有無の回答数比でこの票数を案分して、

新しく「空家」の当該比率を57%としました。また、「住家」の「腐朽・破損」は調査データがないので、小生が踏査した実感で2%としました。旧市街地ではなく戸建て住宅地区なので、門扉の破損や雨樋の破損等50戸で0~2件程度でしたので妥当なところかと思えます。さて、いよいよ計算に入ります。

①空家率は8.4%で5,000戸中420戸が空家と推定される(表-1)。

「腐朽・破損」している戸数は表-2から、

②空家では $420 \times 0.57 = 239$ 戸。

③住家では $4580 \times 0.02 = 91$ 戸。

両者合わせて330戸と推定される。

④よって「腐朽・破損」している住宅が「空家」である確率は、

$$\frac{239}{239 + 91} = \frac{239}{330} \dots\dots \cong 72\%$$

となります。この計算方法はベイズの定理から導かれ、文末の参考1に具体的計算方法を示しておきました。

状態	比率	戸数
空家	8.4%	420
住家	91.6%	4,580

表-1：戸数5,000の戸建て計画団地を仮定

目視結果	「腐朽・損壊」有	「腐朽・損壊」無
空家	57%	43%
住家	2%	98%

表-2：腐朽・破損の状況

(「空家」の値は調査値からの不明・無回答の補正值、「住家」の値は想定値)

よって、住宅に「腐朽や破損」があれば7割がた空家であると推定できます。まああの推定かと思いましたが、このままでは空家の43%は「腐朽・損壊」がないので見逃されます。そこで、家に「腐朽・破損」がないときその家が空家である確率を求めてみましょう。上記の①~④の計算式で「腐朽・損壊」がないケースに全て置き換えて計算することができます。答えは3.9%で、文末：参考2にこの計算方法を示しておきます。

この目視判断を導入する前は、全体の空家率8.4%という全体平均的な傾向しか分かりませんでした。

調査[2]から入手した空家の腐朽・破損状況の情報と若干の住家に対する経験的想定情報を追加し、ベイズの定理で「腐朽・破損」の有無別の空家率推定が可能になりました。「腐朽・破損」が目視できれば7割について行政情報や登記情報等を援用して、精密な空家特定を効率的に行うことができ、調査コストの低減に貢献すると思います。

しかし、「腐朽・破損」がない場合、空家打率は4%弱で空家特定には無理なレベルといえましょう。むしろ、言葉は悪いですが外観では分からない隠れ空家が4%程度あるという情報を得たというメリットがあったと考えるべきだと思います。

さて、目視判断の精度を上げるために目視項目を増やすことが考えられます。「草木の管理状況」、「洗濯干し台の状況」、「TVアンテナの状況」、「電気使用状況」、「自転車や物置状況」、「室内カーテンの状態」等々、目視項目を増やせばより正確な空家率を推定できるのではと思われます。しかし、問題も考えられます。まず、

(ア)ベイズの定理に乗せるためには「空家」と「住家」を特定し、分離して複数の項目が外的(目視)どのような状況であるか調べなければなりません。項目が多くなればなるほど踏査・調査のコストが増大します。

(イ)これら複数の項目を総合あるいは集約して空家であるかどうか判断する方法を考えなければなりません。例えば、各項目に点数を付けて合計点 α 点以上は(空家判断)、あるいは目視項目のうち少なくとも β 個以上該当を(空家判断)といったように。

(ウ)項目を増やすことは、空家判断方法によりますが「住家」の(空家判断：誤判断)を必ずしも低下させないことです。住家も少子・高齢化、世帯規模の縮小により、空家が作り出す戸建て住宅の物理的状況に大きな差がなくなっているようです。

このような問題にも関わらず、適切で低廉な目視項目と項目数、判断基準や方法を研究する価値があると思います。もしそのような判断方法が確立されたら空家判断はどの程度信頼性を確保できるか、ベイズの定理でその判別効果を評価してみましょう。

現実の空家、住家を特定しこれら選ばれた目視項目について調査を行い診断方法を適用、空家については95%の正答率、また「住家」についても98%の正答率を確保できたと仮定しましょう。早速ある住宅の目視を行い「空家」という判断が出たとき、本当

に空家である確率は如何ほどか、文末の参考1を参考にしてのベイズの定理で計算してみます。

目視診断 \ 実際	空家と判断	住家と判断
空家	95%	5%
住家	2%	98%

表-3：目視項目を吟味し精緻な空家判断を行う。

この結果は約81%となります。計算方法は参考1を参照ください。空家を空家と判断する目視判断が95%の正答率を誇っていても実際の現場で8割の正答率に目減りしています。8割判別は十分な性能だと思いますが、前述の「腐朽・破損」の有無1項目だけの目視判断でも7割あり、表-2から表-3ほど判別性能が上がっても1割程度の改善しかないのは何となく釈然としません。これは「住家」が「空家」と誤判断される確率は低くても、住家は数からすると空家に比べ圧倒的に多く、結果として空家判断数が膨らみ「空家」の正答率の足を引っ張っているからです。以上から適切な実用的な目視項目数は2からせいぜい3項目までといえましょう。

次にベイズ統計あるいはベイズ統計的考え方が我々の周りで多く使われていることを紹介、その応用領域の広さを理解していただきたいと思います。

身近に使われているベイズ統計、要注意のベイズ統計

インターネットをよくお使いにある方は、ページアン・フィルターという言葉をお聞きになったことがあると思います。これはインターネット・メールで迷惑メールをブロックするソフトウェアです。到着したメールの内容をチェックし、ゴミ箱に落とすか受信者のメールボックスに入れるかを判断・実行するソフトウェアです。内容をチェックするといってもチェックするのは人間でなくソフトウェアです。ソフトウェアはメールの内容を理解して判断するのではなく、文章内の単語に注目します。その中に例えば「契約」、「無料」、「もうかる」、「振り込み」、…などの単語の出現頻度により、ゴミ箱行きかユーザのメールボックスに保管するか自動的に処理します。迷惑メールと分類されたメールの中の単語出現頻度等のデータベースから、ベイズの定理を応用、受信したメール内の単語をチェックし、メールをゴミ箱行きか分類しているのです。

最後に我々に身近な健康診断にベイズ統計が係わっていることをお示しします³。今、1,000人に5人が罹患する重大な病気Xがあるとします。健康診断で「あなたは重大な病気Xにかかっている可能性がある」と診断されました(診断結果“陽性”)との報告を後日受けたとしましょう。このとき診断結果“陽性”の信頼性はどの程度のものでしょうか？

表-4は病気Xの患者と非患者別の診断結果から導いたこの診断方法の信頼度の表です。

診断結果 実際	陽性	陰性
Xに罹患	95%	5%
罹患無し	4%	96%

表-4：重病Xの診断信頼度

この診断方法は一応信頼できそうで、罹患していれば95%、していなければ96%正しい結果を出してくれます。それでは“陽性”となったときに本当にXに罹患している確率は如何ほどでしょうか？この問題は前述した「目視による空家判定」と構造的に全く同じです。表-2の「腐朽・損壊有り」、「腐朽・損壊無し」を表-4の“陽性”、“陰性”にそれぞれ読み替えばよいのです。それゆえ“陽性”となったときXに罹患している確率は文末の参考1を読み替えて、

(“陽性”となったときXに罹患している確率)

$$= \frac{0.005 \times 0.95}{0.005 \times 0.95 + 0.995 \times 0.04} = 0.1066$$

と計算できます。エッ！10%チョットしかない、間違いでしょう！

間違いではありません。表-4の信頼性95%が思い込みになり、「結果」と「原因」をはき違えてしまいがちです。信頼性がこのように低くなってしまうのは、非罹患者の陽性誤診率が低くても非罹患者は罹患者に比べ圧倒的に多いので、非罹患者の陽性者数も多くなってしまふからです。

以上、数値は全て仮のものですが、実際の健康診断で“陽性”となっても精密検査を受診する必要はない等々々思わないでください。診断や検査には必ず誤判断の可能性があること、事例の少ない事象を検出するときその検出精度がかなり高くても、実際の信頼性は結構低いということです。

³ このモデルは松原望著：「入門 ベイズ統計」、東京図書、2008年を参考にしました。

おわりに

実務上、ある状況が何の原因で生じたかを知りたい、又は知らなければならないことが度々あります。問題解決や課題の解決にはこのような知識を得ることがまず必要であります。しかし、ある状況をもたらした原因を明らかにすることはかなり困難であることが一般的です。反対に原因からその結果を知るのは比較的容易であるといえます。ベイズの定理が(原因→結果)のデータを用い、(結果→原因)を確率的に計算する方法と、ベイズ統計学の考え方を空家調査を想定して紹介してみました。

追記：本稿で利用したモデル、数値はベイズ統計の理解のために全て想定したものです。できるだけ現実味のあるように工夫しましたが、いかなる表現、錯誤の責任は著者個人に帰せられるものです。

参考1：ベイズの定理の計算

④の計算式は人数を用いず、下の最右辺のように比率、確率だけで表現できます。

$$\frac{239}{239 + 91} = \frac{5000 \times 0.084 \times 0.57}{5000 \times 0.084 \times 0.57 + 5000 \times 0.916 \times 0.02}$$

$$= \frac{0.084 \times 0.57}{0.084 \times 0.57 + 0.916 \times 0.02}$$

この最右辺を意味ある数値で表現すると下のよう書くことができます。

$$\left(\frac{\text{空家である確率}}{\text{腐朽・破損がある時}} \right)$$

$$= \frac{(\text{空室率}) \times (\text{空家の腐朽・破損率})}{(\text{空室率}) \times (\text{空家の腐朽・破損率}) + (\text{住家率}) \times (\text{住家の腐朽・破損率})}$$

参考2：腐朽・破損が認められないとき

(空家の腐朽・破損が無い率) = 0.43、(住家の腐朽・破損が無い率) = 0.98、

(空室率) = 0.084、(住家率) = 0.916から、参考1の計算式の“腐朽・破損”部分を“腐朽・破損がない”に入れ替えて計算する。

$$(\text{腐朽・破損がない家が空家である確率})$$

$$= \frac{0.084 \times 0.43}{0.084 \times 0.43 + 0.916 \times 0.98} = 0.039$$

災害復興まちづくり支援機構

復興まちづくりシンポジウム

第10回 専門家と共に考える災害への備え 復興準備編

～住民主体の復興を進めるために、我々ができること～



1. 災害復興まちづくり支援機構とは

各種専門士業団体が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている団体であり、被災したまちを復興させるために努力を重ねる住民を支援すること、また、平常時から住民と共に復興まちづくりに関する活動を行うことにより、より安全・安心なまちにしていくことが設立趣旨。

2. 災害復興まちづくり支援機構正会員団体

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、(一社)東京都中小企業診断士協会、(公社)東京都不動産鑑定士協会、(一社)東京都建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会、(公社)日本技術士会、(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(公社)東京公共嘱託登記司法書士協会、日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東支部、(公社)東京社会福祉士会、と概ね全ての士業団体から構成されている。

3. 本シンポジウムの企画趣旨

平成7年の阪神・淡路大地震が発生し、①大都市の脆弱性の露呈、②心身や財産に大きなダメージを

受け、通常の生活に戻れない人々の存在、③震災復興に関する計画づくりや対応を検討したのは被災後。これらの教訓として、復興の進め方に対する日頃からの研究と準備の重要性がある。東京都はその取組として平成15年に「東京都震災復興マニュアル」を策定している。内容は行政職員向けの「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」で構成されているが、今回は都民向け「復興プロセス編」を紹介したい。

4. 開会挨拶

開会に際して、東京都総務局総合防災部防災対策担当部長の和田慎一氏から東京都の取組としての上記マニュアルづくり報告があった。また、災害復興まちづくり支援機構代表委員の横山 聡氏は弁護士からの立場として、「災害対策としての行政による不作為は人権侵害を招くとも考えられ、そんなことはあってはならない。」と印象的な話があった。

5. 基調報告

東京都総務局総合防災部防災管理課
情報統括担当課長 小澤洋介氏

今後来るであろう地震想定の説明後、事前に準備する「事前復興」としての上記震災復興マニュアルの中での5つの視点を説明された。①自助(被害者自らによる取組)・共助(地域力を生かした住民全体相互取組)に基づく住民全体の復興と公助(行政による連携した支援)の必要性、②り災証明書発行等の迅速化システムの事前構築の必要性など被災者の状況に応じた多様な組合せの復興プロセスへの対応、③本格復興までの時限的な生活の場の確保。④平常時からの地域づくり活動への支援、⑤生活再建、都市づくり及び経済再建の連携による総合的な地域づくり。



6. 基調講演

明治大学大学院特任教授(工学博士) 中林一樹氏
 阪神・淡路大地震の被災状況と復興過程を説明された。発生～2週間では建築基準法第84条建築制限区域の設定、復興基本方針の検討があり、2週間～2か月では都市復興事業の概要決定、復興整備条例の公布、被災証明の交付開始、復興都市計画の法決定があった。2か月～3か月では復興基本計画が策定開始され、3か月～6か月でその決定があった。6か月～1年間において復興事業計画の法決定と事業が開始されている。

続く新潟県中越地震では1,500年育んできた「山の暮らし」の再生を基本理念として、安全・安心な村の整備により新しい山の姿の創造することで中山間地域復興のモデルとされている。それと共に山で自立的に暮らすためのトータルな働き場の整備と被害の大きかった山古志の生き方の復興を確立した。

東日本大震災の被災から1,300日の復興過程を説明された。公的再建として仮設市役所・仮設病院等の建設、壊滅的状況での土地区画整理と施設の高台移転事業また女川市を代表とされる人口流出による他の自治体での仮設住宅・仮設店舗・仮設作業所建設もあった。そして住民への個別再建としての仮設住宅・仮設店舗・仮設作業所は今後も継続している。分析すると、被災者の復興感を高める要因は日常生活の回復・仕事の回復・住宅再建の見通しにあり、逆に引き下げる要因は地域社会コミュニティの復興が進まないことである。よって都市復興(市街地基盤)とは生活・社会・産業にある、といえる、とされた。

既往の震災復興にみる3大システム【イメージ比較】

	まちづくり条例	復興基金	専門家支援
阪神・淡路大震災	○神戸市まちづくり条例	○3,550億円	◎阪神まちづくり支援機構
中越地震	×	◎600億円	○地元大学との協働推進
東日本大震災	×	△2,000億円	△押しかけ型個別支援

東京中心とした都市直下型地震を想定した場合、被害者にとっての復興理念とは、①被害直後からの「連続復興」、②多様な被害者のニーズに合致した「複線

復興」、③共助による「地域こだわり復興」、④生活・暮らし・住まい・街(都市)の「総合復興」、⑤住民と住民・行政・市民・専門家・企業の「連携復興」にある。そしてこれらを想定した事前復興が東京には不可欠であり、まずはマニュアル作成と合意形成される「復興グランドデザイン」の作成が急務であり、「復興まちづくり訓練」を通じた地区計画の策定や地籍調査の事前実施を推進する必要がある。また、支援の力も必要だが受援の力も必要である。つまり支援物資を送っても末端まで届かない状況を打破する受援力を高める必要があり、そのためには地域のコミュニティで日々の取組が重要である、とされた。

7. 緊急報告

災害復興まちづくり支援機構事務局員 佐藤麗司朗氏

不動産鑑定士でもある佐藤氏から、緊急報告として熊本地震 復旧・復興支援についての現場報告があった。まだ余震が継続するその発生状況と被害状況とボランティア参加者状況そして交通規制状況の説明と被害建築物応急危険度判定と災害に係る住家の被害認定の説明があった。内閣府の事務連絡通達には、地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法については示されているものの、今回の熊本地震で多く見られた斜面の崩壊・地盤沈下による住家への被害対応については明記がない。そこで当該事務連絡においてそうした場合でも地方自治団体の判断により適用することが可能であること等柔軟な対応への指針を示している。



8. パネルディスカッション

パネリスト 災害復興まちづくり支援機構事務局次長 佐藤隆雄氏は国立研究開発法人 防災科学技術研究所客員研究員としての肩書をお持ちになる中で、支援機構として要請を受けて2011年8月岩手県大船渡市末崎町碁石集落の復興まちづくり支援を行っている。立ち上げられた協議会が開催され今日まで4年半に及ぶ活動をされた。しかし、支援機構はあくまでもサポーターとしての提起であり、復興まちづくりの進め方を考えるのは被災者を含む地域の皆さんであることを告げている。具体的には各地域での復興希望の把握とその希望を叶える事業制度と費用負担の説明の上、地域・産業・公的施設・文化景観等の復興プラン検討に入り、その中でも高台移転住宅環境づくりは、被災者の「海と暮らす」希望を取り入れ、市によるプランではなく地域の皆さん作成によるものを採用している。災害対策基本法の制度が変わって地区防災計画が地区の行政・住民で作れるようになった。そこで行政・住民そして土業専門家が活動できる協働体を立ち上げていきたい、と訴えている。

パネリスト 災害復興まちづくり支援機構事務局長 弁護士 安藤建治氏から東京都との協定に基づく2013年10月東京都大島町の台風26号被害者相談に対する専門家派遣についての説明があり、その7日間にわたる支援の成果を振り返った。相談結果としては相談者29名のうち被災住民が69%そして行政職員についても31%の相談があった。その内訳としては金銭・被災証明・相続・損害賠償・復旧・保険等が多い順であった。

パネリスト 災害復興まちづくり支援機構事務局員 司法書士 大崎慎一氏は2015年9月台風18号常総市支援の際に、支援機構として全5回、参加11土業が延べ5～60人で現地視察と相談会を実施されている。感想としては、具体的な且つ切実な相談内容に対して、それぞれの土業が個別に対応していたら不可能であること、そして貴重な被災状況を確認できたことで行政と市民意識の乖離を整理して政策提言したい、とのことであった。

パネリスト 豊島区長崎の町内会長足立憲昭氏による豊島区長崎での震災復興まちづくり訓練実施に



ついて、紹介があった。豊島区は29万人、災害時利用できる公園が少なく空家を含めた借地私道が多い地域であり、6回訓練でそれぞれ60人の参加で実施されている。①ガイダンス、②まち歩き、③被災後の住まいや生活を確保する、④復興まちづくり方針案の検討、⑤復興の進め方と方針案、⑥訓練報告会、これらを順次主たる目的とした復興過程を模擬体験する訓練であった。痛感したのは地域の特性と平常時対策が必要であることとされた。

本年幹事会である日本公認会計士協会東京会会長の浅井万富氏の閉会挨拶により終了した。

なお、この遡ったシンポジウム第5回目の模様が、会報「土地家屋調査士2011年10月号(No.657)」に掲載されていますので、参考にお読みいただければ分かりやすいと思います。

熊本地震災害という不幸により災害対策意識の気運が全国的に高まっていると感じています。対策とは「まずは足元から」でしょうか。最後に、パネリスト佐藤隆雄氏から講演後いただいた象徴的なwordを掲載いたします。

『no control but support』

広報部長 古橋敏彦(静岡会)

津軽と南部の藩境塚綱引き合戦



青森県土地家屋調査士会 広報部理事 澤橋 和男

青森会では「土地家屋調査士の日」の広報活動として、津軽と南部の境界の地「藩境塚」にて「綱引き合戦」を開催しました。当日は約130名も集まり、多くの各マスコミ取材がありました。今回はこのイベントについて紹介いたします。

■犬猿の仲!? 「津軽」と「南部」

本州最北端の地であり三方が海に面する我が青森県は、西部地方(日本海側)を津軽地方、東部地方(太平洋側)を南部地方と呼びます。青森県の誕生は、廃藩置県に伴い犬猿の仲で知られる津軽藩(弘前藩、黒石藩)と南部藩の一部(八戸藩、七戸藩)及び斗南藩(旧会津藩)が合併し、明治4年(1871年)に誕生しました。

この犬猿の仲の始まりは、南部藩からの津軽藩独立(1571年)にまで遡り、両藩合併直前の戊辰戦争(1868年)の一つ野辺地戦争まで続きました。

■津軽と南部の境界「藩境塚」

このように両藩は不仲ですから、当然に藩境を巡ってもたびたび争いがおこりました。話し合いでは藩境を解決できず、結局は幕府の裁定によって藩境が二本又川と定められ、この地に底辺直径10メートル、高さ3.5メートルの土塁の藩境塚が各藩に2基ずつ設置されました。現在この藩境塚は青森県史跡(昭和44年)に指定されております。

また、この藩境塚は方言の境界が一致している日本唯一の場所で、「方言の境界線」でもあります。例えば、標準語で「ダメ」という言葉を津軽弁では「まね」、南部弁では「わがね(わからない)」と言います。このように、同じ青森県人でも津軽衆と南部衆ではまったく方言が違い、会話が成り立たない場合がよくありますが、この「方言の境界線」がこの二本又川を挟む藩境塚なのです。

■「藩境塚」で綱引き!?

さて、かつて犬猿の仲であった津軽衆も南部衆も入り混じった青森県土地家屋調査士会では、より面白く、より安価(予算20万円)で、より社会奉仕できる広報企画はないかと考え、かつて境界紛争がおきた藩境塚で、あえて津軽衆と南部衆で綱引きをし、

津軽と南部の交流を深めるとともに、日本土地家屋調査士会連合会の掲げる「境界紛争ゼロ宣言!!」をアピールする企画にたどりつきました。

これが7月30日に行われた「津軽と南部の藩境塚綱引き合戦」です。

■開催まで間に合うのか…

しかし、多くの難題が立ちふさがっていました。どうやって低予算で、かつ開催まで4か月もない短い準備期間で、より多くの県民にこの企画を伝えるかです。つまりマスコミを動かせるかです。そのためには、藩境塚をはさんだ行政庁(津軽側は平内町、南部側は野辺地町)の支援を得なければなりませんでした。

そこで、綱引き合戦の企画書を作り野辺地町長と面会をし、企画の主旨を説明しました。この中で特にアピールしたのが、観光資源の発掘です。この地の藩境塚を「境界紛争ゼロ宣言の聖地」とし、全国の土地家屋調査士や測量士に知ってもらい、一度は訪れたいような境界の聖地にしようと提案しました。もちろん、中谷純逸野辺地町長はこの企画にとっても賛同し、協力を快諾してくださいました。その後、船橋茂久平内町長にも面会し、賛同と協力を取り付けました。

■想定外の支援もあり、いざ開催!!

さあ、ここからです。第1回目の野辺地町、平内町、土地家屋調査士会の三者会談の日程が決まった直後に、当会では地元新聞社(デーリー東北)に「津軽と南部の藩境塚綱引き合戦」に関する情報をリークしました。さすがに記者です。要点を上手に書いてくれました。

結果、この記事に両町長の意気込みは益々隆盛となり、町の観光担当者は引くに引けない状態となるとともに、青森県庁職員の目にも留まりアドバイス

や支援を得ることができました。

また、この企画に便乗して自分たちをアピールしたいという団体の参加申出や、青森県綱引連盟から審判の申出があるなど、想定外の効果がありました。

その後も両町と打合せを重ね、開催前日、両町の協力によりテントや音響設備が設営され、本番の準備がほぼ完了しました。心配なのは当日の天気で、降水確率は70%の雨でしたが、曇り空のなか開会を迎えることができました。

■「境界紛争ゼロ宣言!!」で開催!!

小林要蔵青森会会長の挨拶に続き、両町長のご挨拶。そして藩境塚の間を流れる二本又川で「境界紛争ゼロ宣言!!」をするなか、綱引きセレモニーが行われました。

その後、「土地家屋調査士チーム」、津軽代表の「チーム平内」、南部代表の「ドラキュラ・はやぶさ混合チーム」、津軽と南部の子供達で編成した「藩境塚子どもチーム」など計6チームが綱引き合戦に参加し、津軽と南部の交流を楽しみました。



藩境「二本又川」でゼロ宣言

■綱引き合戦のゆくえは…

優勝は「藩境塚子どもチーム」。子供達には当会赤平広報部長が作成したホタテ貝に金色のペイントを施した特製金メダルが会長から贈られました。

この様子はNHK、民放、新聞社など多くの報道陣が取材に訪れ、特にNHKは青森県内だけではなく東北六県にそのイベントの様子が放映されました。また、毎日新聞では全国版に記事が掲載されるなど、土地家屋調査士制度及び藩境塚の知名度アップにつながったことと思っております

(※ YouTubeにてこの模様が視聴できます。「藩境塚 綱引き」で検索してみてください。)

■青森会はこんな会です!!

ところで、我が青森会はオンライン申請率日本一です。広報活動も限られた予算の中で社会貢献も兼ねた活動ができ、この広報活動の部門においても我が会は日本一であると自負しております。

この活気に満ちた環境は、理事会内での自由な意見交換の場にあると思います。話題が脱線することも多いのですが、その中から面白い意見が飛び出し、そこから奇想天外な企画が生まれます。

例えば、妖怪ウォッチというアニメが開始した頃、「境界ウォッチ」で土地家屋調査士を宣伝しようという意見が飛び出たし、ついには土地家屋調査士会ならではのキャラクターを作成しよう、そしてそのキャラは「妖怪はかるべー」にしようなどと、次から次に面白い意見が飛び出ます。(ちなみにこの企画は会長の「まね!」の一言でボツになりましたが。)

既成概念にとらわれていたならば前進はありません。我々が今なぜ広報活動が必要なのかを考えた時、それは過去の広報活動の反省も含めた問題でもあると考えます。今回の我が青森会の実施した新たな広報活動「津軽と南部の藩境塚綱引き合戦」は、日調連及び全国各会の広報活動に一石を投じたものになったに違いないと思います。

■最後に

平内町はホタテ養殖日本一です。野辺地町はかつて北前舟の寄港でかつ南部藩の商港でした。全国の土地家屋調査士の皆さんが藩境塚や平内町、野辺地町を訪れてくださいますことを願っております。

そして、「津軽と南部の藩境塚綱引き合戦」を成功に導いてくださいました両町長始め職員の皆様、イベントに参加くださいました皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。



綱引きに多くの取材陣が!!

支部対抗 ソフトボール 大会

年に一度のお祭り騒ぎ

愛知県土地家屋調査士会 常任理事企画部長 川澄 佳洋

去る6月11日、愛知県日進市の口論義運動公園野球場にて、愛知県土地家屋調査士会の支部対抗親善ソフトボール大会が開催されました。

この大会は、愛知県下11の支部を12（ある支部のみ2チームあるため）のチームに分けて優勝を争うもので、毎年各支部が持ち回りで開催し、なんと今年で34回目という大変歴史のあるものです。

始まりは、隣接する2つの支部の間で行われていたものが、いつしか全支部が参加するようになったことで、参加者は老若男女様々で、試合に出場する選手だけでなく、応援にかこつけて飲むことだけ？を目的に来る会員もいて、会場は実に和気あいあいとした雰囲気包まれた、会員にも大変人気のある総会に次ぐ一大イベントです。

私の所属する豊田支部では大会当日、朝早くから支部の事務局に集合し、ソフトボール担当の支部幹事が点呼し、出席者がそろったのを確認して、数台の車に乗り合わせて会場に向かいました。

今年は事務局から車で30分程度の会場だったため、自家用車で向かいましたが、年によってはバスをチャーターすることもあります。バスの中では当日のために買い出しをしたビールをいきなり飲み始める会員もいて、さながら宴会が始まったのではと見間違えるような雰囲気となります。

そうこうしていると、会場に到着し、道具と大切な飲み物等を降ろして大会実行委員の方々を用意してくれたテントに移動します。

大会実行委員の方々には、会場の設営の他にも、車で来場する会員のために交差点に立って会場への誘導、グラウンドの整備、試合の運営等、大会が開催される裏で多大な尽力をしていただいたことを付け加えておきます。

既に到着している支部もいて、顔見知りの土地家屋調査士の方たちに挨拶をしながら、大会本部への受付を済ませると選手たちは練習を行うためグラウンドの空いているスペースを探して、キャッチボールやトスバッティング等をして体を、応援団は喉をほぐします。

既に梅雨入りしているにもかかわらず、6月とは思

えないような晴天の中、いよいよ開会式が始まります。

茶谷会長、伊藤公囀協会理事長、鈴木政治連盟会長、前田名古屋法務局民事行政部長、その他にも市議会議員等沢山の来賓の方に出席していただき、ご挨拶も頂きます。

前田名古屋法務局民事行政部長は、選手として試合に飛び入り参加するなど、愛知会と法務局との良好な関係が垣間見える一幕もありました。

その後は、開催担当支部の会員による選手宣誓です。宣誓は土地家屋調査士の業務を絡めたオリジナルティ溢れるもので、聴き応えがあると同時に、考えた方の苦勞が窺えました。

前回大会優勝支部である岡崎支部からトロフィーの返還が行われ、全員でラジオ体操を行った後、いよいよ試合の開始です。

試合では、普段から現場での杭打ちの甲斐もあって動きの機敏な会員もいれば、長きにわたって活躍してきたベテラン会員の好プレー珍プレーあり、名物会員の方のヤジあり、場外乱闘？あり、観ていて飽きません。どの会員も出場すれば一生懸命打って、守って、走るため少々ハッスルしすぎることもあり、過去には救急車を呼んだこともあります。

ルールは、ウィンドミル投法、バント、盗塁は禁止となっており、他にもいったん交代しても再び出場できるリエントリーという特別ルールもありますので、野球経験者から、そうでない方まで皆が楽しめるようになっています。

ルールだけを見るとレクリエーション色が強いよ



開会式、選手集合！

うに見えますが、いざ勝負事となると皆さん真剣になることから、判定には公正を期すため、はたまた乱闘を避けるため、審判員を地元のソフトボール協会から派遣してもらっています。

今年の試合はトーナメント方式となっていて、優勝するには最大4試合を戦わなくてはならず、高齢者には体力的に厳しいものがあります。また、初戦で負けたとしても、順位決定戦があるので最低2試合は行うことができ、選手全員が出場できるよう工夫されています。

グラウンドはABCの3面を使用し、同時に3試合を行います。ですから残りの6チームは待機となり、組合せによって最初の試合がお昼頃になるチームもありました。それまでの待ち時間が手持無沙汰となり、テントに戻って宴会を始めてしまい、試合の頃には泥酔？するチームもありました。

今年も1回戦から決勝戦まで白熱した試合が多く、素晴らしいプレーが随所で観られ、中には最終回まで同点のままもつれるような試合もありました。

そのまま大会は進み、私が所属する豊田支部は順当？に勝ち進み、今年の決勝戦は隣接する岡崎支部との間で行われることとなりました。

豊田支部と岡崎支部は元々一つの支部だったことから、大会前には練習試合を行い、その後は焼肉を食べに行き親交を温めるとというのが恒例になっているほど仲が良いのですが、ことソフトボールの実力に関しては雲泥の差があります。

岡崎支部は前回大会の優勝チームであり、過去に何回も優勝している強豪チーム、片や豊田支部は一度も優勝したことが無く、私が登録した平成15年の頃には万年1回戦負けの弱小支部で、大会後の慰労残念会の席では毎年「生きている内に一度は優勝したい」というのが歴代の支部長や先輩方の口癖でした。

諸先輩方の永年の願いをかなえるため、時の支部長が先頭に立ち練習量を増やし、積極的に他支部との練習試合を行うことで、年々徐々にですが成績が

上昇し、近年は3位、4位と優勝まであと一歩というところまで来ました。

そして今年、野球経験のある大物ルーキーが入会し、練習に参加してくれる会員も増え、スタメンを若手で揃えることができたこともあり、なんと、我が豊田支部が優勝してしまいました。

そこには、泣く泣く往年のスター選手をレギュラーから外した監督である私の英断と、試合での名(迷?)采配もあったことを付け加えておきます。

試合後の閉会式では表彰式が行われ、優勝チームには、賞状、トロフィー、賞品としてビール1ケースが贈られ、個人にはMVP賞が贈られました。またここ数年、参加賞に代えてその費用を被災地に義援金として贈らせていただいています。

その後、副会長の講評や次回開催支部長の挨拶があり、今年の支部対抗親善ソフトボール大会は大盛況の中、アキレス腱を切ってしまった支部長を除き無事に終了しました。

そして、後日、我が豊田支部では、歴代の支部長や重鎮の方々にも出席していただき盛大な祝賀会が開かれ、皆で喜びを分かち合いました。

最後に、登録した当初ほとんど知り合いのいなかった私が支部に溶け込め、無事に業務を行ってこられたのは、このソフトボール大会があったからではないかと思っています。

練習に出席することで顔を覚えてもらい、大会本番では支部一丸となって試合に臨むという体験を共有し、慰労会では当日のプレーを酒の肴に、ざっくばらんに語り合うことでお互いの距離を縮めることができたのだと思います。

オンライン申請等の普及に伴い法務局に赴く回数が減少したことにより、他の土地家屋調査士と顔を合わせることも少なくなり、関係が希薄になりつつありますが、是非今後もこのソフトボール大会が土地家屋調査士同士の交流の場であり続けることを願ってやみません。

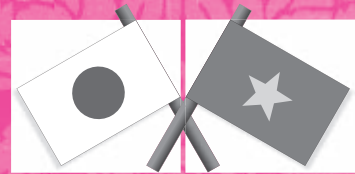


白熱した好ゲーム



悲願の初優勝

ベトナム法整備支援研修員が 日本土地家屋調査士会連合会を 訪問されました



平成28年9月14日(水)、法務省法務総合研究所国際協力部主催の第54回ベトナム法整備支援研修で訪日中の、ベトナム司法省次官を団長とする研修員10名の皆様が、法務省法務総合研究所及び国際協力機構(JICA)の方々と共に日本土地家屋調査士会連合会を訪問された。

今回の研修は、日本の登記に関する法律等を学習し、ベトナムの財産登記法の策定のための研究を行うことを目的としており、期間は2週間ということである。

日調連での研修会は、午後1時30分から同3時30分までの2時間、岡田潤一郎副会長の進行により、初めに、林千年会長がベトナム語で「日本によろこそ」の意の歓迎の言葉を交えて挨拶。続いて、ベトナム司法省次官ディン・チュン・トゥン氏が挨拶され、双方の出席者の紹介と和やかな雰囲気の中に始まり、講義、質疑応答が行われた。



林会長挨拶



ベトナム司法省次官 ご挨拶

講義は、「日本の不動産表示登記制度の概要」と題し、山田明弘研究所研究員からは、主に、土地家屋調査士制度の概論・不動産の表示に関する登記の概論・実際の取引での登記(土地)等をテーマに、また、小野伸秋研究所長からは、主に不動産表示登記制度における最近の動向を求められる土地家屋調査士の能力、不動産表示登記制度の実務上の諸問題をテーマに行われた。



連合会山田研究員講義

講義後、ベトナム天然資源環境省土地管理総局土地登録局副局長グエン・バン・チェン氏から、講義に対する謝意が述べられ、以下の質疑応答となった。

ベトナム側から

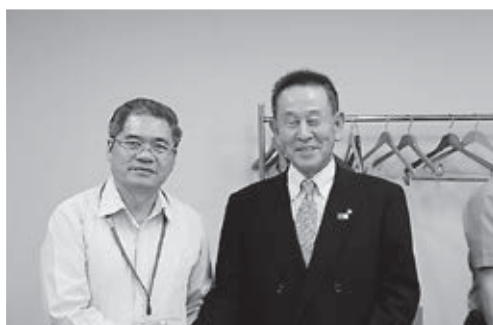
- ・日本における現在の測量、地図作成等の現状について
- ・土地の境界に関する「立会い」について
- ・3D地図データについて
- ・土地家屋調査士の人材育成について

日本側から

- ・ベトナムにおける土地の情報管理について
- ・建物は不動産との概念はあるか



研修風景



訪日2週目を迎えた当日も、午前中に日本司法書士会連合会を訪問、日調連での研修後は、東京法務局動産登録課、債権登録課を訪問予定という超過密な日程ながら、お疲れのご様子も見せず、たいへん熱心で、活発な意見交換が行われた。短い時間ではあったが、この度の訪問がベトナムの法整備の参考になれば幸いなことである。

(日本土地家屋調査士会連合会広報部)



参加者全員で記念撮影

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 33

青森会 『クイズ DE 広報』

青森県土地家屋調査士会 広報部長 赤平 裕記

【クイズ】広報部で実際行ったのは次のどれ？

- ①聞き取り不明の広報CMを流した。
- ②会報に四コマ漫画を掲載した。
- ③土地家屋調査士にプロレス技をかけた。

「今までとは何か違う広報はないだろうか？」

「何か面白い広報はないだろうか？」…

広報部の会議では、今までに無い面白いことをしよう、パンチのある広報をしよう、などなどいろんな企画が溢れ出す。その中で昨年実現したものがある。

「伊奈かつぺい」の広報用ポスターだ。

「おら、東京さ、いぐだあ!!」、

「ごらん、あれが龍飛岬、北のはずれと」…

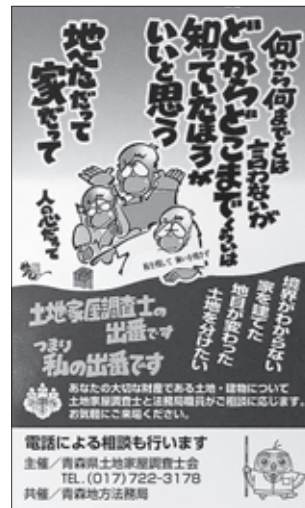
青森を題材にした歌が沢山ある。東京にあこがれを持つ青森県民。東京からの左遷先はなぜか青森…そう、「青森＝田舎」をテーマにした歌が多いのだ。こんな「田舎」で昔から活躍している「地元タレント」がいる。知る人ぞ知る「伊奈かつぺい」だ。

元々テレビ局の会社員であり、多くの番組を手がけつつ、一方で詩集出版、ラジオパーソナリティー、歌手活動などマルチな才能を発揮。一時期、全国にもその活躍の場を広げたが、現在は青森を中心に東北各県で活躍している。

もう一つの顔であるイラストレーター。この才能も珠玉であり、「かつぺい」独特のタッチで描くイラスト、文字は、多くの人を魅了するまさに「芸術品」だ。

「伊奈かつぺい」に目を付けた広報部。何とか当会のポスターを描いてもらおうと企画。

だが「言うは易く、行うは難し」はまさにこのこと。何から、どこから、どのようにすればいいのか分からない。1か月、ただ悶々と過ごしていたが、ある機会に広告代理店の社長に「ツテ」のあることが分かり、その社長を通じて何とか交渉開始。それからも紆余曲折あったが、最終的には何とかポスターを描いて頂けた。



今年は「名刺」も作成



「のぼり」も作成

今でもこのポスターをみると、当時のいろいろな思いが蘇る…

◆企画①「ラジオCMを津軽弁で流そう」

伊奈かつぺい氏にポスターを描いていただいた関係で、氏のラジオ番組のスポンサーになり、番組内で広報CMを流すことに。

「普通のじゃつまらないね」

「そうだ、思いっきりの津軽弁で流そう!!」

津軽弁を言わせたら右に出る者はいない(だろう)土地家屋調査士二人に、「あなたの家の屋根が私の土地にはみ出している」「いいえ、あなたの塀がはみだしているんだよ」を津軽弁で収録し放送。しかし聞き取れる人が少ない理由で、ボツとなってしまった…(①正解)

◆企画②「会報に四コマ漫画を載せてみよう」

このラジオCM、何かに生かせないだろうか？い

ろいろ悩んだ末、会報にこの件を掲載することに。しかも四コマ漫画で！プロの漫画家はもちろんいない。ということで、ド素人の私が1週間かけて四コマ漫画を描き、会報に掲載。評判の程は、怖くて未だに聞けない… (②も正解)



◆企画③「サプライズでプロレスをしよう」

ところで、当会には現役プロレスラーの土地家屋調査士がいる。日調連HPの紹介動画「境界をさがせ!!3人の土地家屋調査士たち」でも紹介されている。東北ブロック協議会の定時総会が今年青森で開催したが、その懇親会でサプライズ登場!!あっと驚く出席者!技を掛けられ悶える土地家屋調査士!汗だくのレスラー土地家屋調査士!記念撮影するプロレスファン!異様な空気で会場は盛り上がったのだ… (③も正解)



主だった企画を紹介させていただいたが、企画したこと全てが実現した訳では当然ない。いや、むしろ実現しない企画の方が多いくらいだ。企画に向け行動を起こしていくことは大変な時間と労力が要る。無駄なことと思う者もいるだろう。しかしそれが芽を出し、花を咲かせ、実を結ぶ時、自分の中にも「経験」という実が成るのだろう…

和歌山会

『和歌山会主催寄付講義』

和歌山県土地家屋調査士会 広報部長 畠村 拓滋

今年も無事に国立大学法人和歌山大学寄付講義の成績優秀者の表彰式が終了しました。今年の対象者は4名で、それぞれに表彰状を授与し、記念品として土地家屋調査士広報グッズと広報部仲谷副部長の実家で栽培している柿を贈呈し、片岡寄付講義委員長と畠村広報部長が賛辞を述べ受賞生を称えました。

我々土地家屋調査士は、他団体や官公庁などから講演依頼がありますが、この寄付講義は、大学生に全15回すべてにおいてレポート提出させ、受講生の出欠の管理、最終考査の作成、添削はすべて講師陣で行われ、2単位を付与しますので、研修会の講義とはかなり違います。

今年で2度目になるこの表彰式ですが、いずれにも地元テレビ局であるテレビ和歌山社、地元新聞の和歌山新報社が取材に訪れ、テレビは当日、新聞は後日ニュースとして報道されました。





昨年、今年と230名を超える受講生が集まり、経済学部が保有する一番大きな教室で授業を執り行っています。



和歌山県土地家屋調査士会では、以前から近畿ブロック協議会からの要請で近畿ブロックが主催する寄付講座に参与させていただいていたこともあり、数年前から自前の寄付講座を地元の国立大学である和歌山大学において開催できないかと模索しておりました。そこで、2年前に片岡聖佳委員長を主軸として準備委員会を招集し、昨年からは和歌山大学での寄付講義を開催しております。

事業方針としては、連合会会報NO.714号(2016年7月号)に報告されている立命館大学における寄付講座の内容を参考にしているのですが、手法、目的などは同一のものとなっておりますが、それぞれの講義は担当講師がもう一度練り直し、自分の授業として再構築してから行っておりますので、細かく見れば和歌山大学独自の授業構成になっていることだと思います。

授業内容は土地家屋調査士としての一番初歩的なところでありますので講義の最中もこんな簡単な説明でいいのかなと自問してしまいましたが、授業後のレポートに書かれた感想を読みますと「今日の授業は難しかった」という感想が返ってきたりします。思い返せば、我々も業務の中で隣接所有者のおじいさんに筆界の説明をするとき出来るだけ理解してもらおうと努力しているつもりですが、実際どれほど伝わっているか分からないのかなあと不安になります。教壇に立つことで、普段は気づけない日常業務におけるスキルを見直すことができるのも、講師としてのメリットではないかと感じます。



土地家屋調査士新人研修開催公告

平成28年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成29年1月27日(金)午前9時開始
平成29年1月28日(土)午後5時終了

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目5番1号
「KKRホテル名古屋」
電話 052-201-3460

申込手続

受付期間

平成28年12月～平成29年1月

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

東北ブロック協議会

記

開催日時

平成29年2月16日(木)午後1時開始
平成29年2月18日(土)正午終了

開催場所

福島県福島市大町7-11
「ホテルサンルートプラザ福島」
電話 024-525-2211

申込手続

受付期間

平成29年1月4日(水)～平成29年1月27日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成29年1月26日(木)午後1時開始
平成29年1月28日(土)午後4時終了

開催場所

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ばれビル8階

「札幌土地家屋調査士会」

電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

平成28年12月1日(木)～平成28年12月22日(木)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

四国ブロック協議会

記

開催日時

平成29年1月27日(金)午後1時開始
平成29年1月29日(日)午後3時終了

開催場所

愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
「愛媛県司法書士会・土地家屋調査士会合同会館」
電話 089-943-6769

申込手続

受付期間

平成28年12月5日(月)～平成28年12月23日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

会長レポート

REPORT

9月16日
～10月15日

9月

16日

衆議院議員棚橋泰文 21世紀を拓く会勉強会

岐阜県選出の棚橋泰文衆議院議員の「21世紀を拓く会勉強会」に出席。中国の現状を中心とした時局講演を聴く。棚橋先生は土地家屋調査士制度について、大変ご理解いただいている国会議員の一人である。

17日

関東ブロック平成28年度第37期土地家屋調査士新人研修会開講式

千葉県の幕張国際研修センターにて開催された関東ブロック新人研修会に出席し、挨拶の中で連合会の取組や土地家屋調査士の将来についてお話しした。新会員は会の宝でもある。受講者は163名で二泊三日の研修。ブロック協議会への委託事業ではあるが、受講者が10名に満たないブロックもあり、今後の開催方法について検討を急がなければならないと感じた。

22日

菊池千春君の黄綬褒章受章を祝う会

東京会 菊池千春先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。菊池先生は東京政治連盟の会長でもあり、公明党山口代表、民進党参議院会長小川議員はじめ多くの国会議員、都議会議員、区長さんも出席され、盛大な祝賀会であった。菊池先生の「誰しも案外自分の事は分かっていない。それを教え合う土地家屋調査士仲間であってほしい。」の言葉は、役員を務める者にとっても身にしみる言葉。

24日

草賀裕一氏黄綬褒章受章記念祝賀会

福岡会 草賀裕一先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。三原朝彦議員、大家敏志議員、戸町北九州市議会議長も出席され、盛大な祝賀会であった。草賀先生は「そうか、そうか。わかる、わかる。」と、いつ

も自分の話の二倍以上、相手の話を聞かれる方である。まさに口は一つで耳は二つそのまま。ADRのお手本のように見習わなくてはいけない。

25日

荻原守利氏黄綬褒章受章記念祝賀会

埼玉会 荻原守利先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。友人の方々もたくさん出席され、楽しい祝賀会であった。荻原先生はじめ、諸先輩の永い経験と実績に培われた知識やお知恵は、組織の財産でもあると思う。健康に留意されて大所高所からご指導いただきたい。

28日

民事法務協会との成年後見制度に関する打合せ

民事法務協会 坂巻副会長、樋代成年後見部部長を交えての意見交換会に岡田副会長、國吉・中原制度対策本部員とともに出席。今年度の事業計画の一つである土地家屋調査士の成年後見への取組についての検討に入る。

日本国土調査測量協会 川口技術部長との打合せ

日本国土調査測量協会の川口技術部長に来館していただき、認定登記基準点の更なる公的位置づけについて打合せ。岡田・菅原副会長と小野研究所長で今後の方針を検討。

29日

参議院議員増子輝彦「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』2016年第6回勉強会」

増子輝彦議員の勉強会に出席。全調政連からも山本副会長が参加。首都大学東京教授 木村草太先生が、「最新の憲法問題を考える 天皇生前退位と安保法制」と題して講演。国土交通省が今年度を「生産性革命元年」と位置づけていることは、土地家屋調査士業務にもやがて大きく影響してることが予想される。

制度環境に係る打合せ

連合会において金子総務部長と土地家屋調査士法施行規則改正案について、たたき台としてのまとめを行った。

30日

日本司法支援センター十周年記念パーティー

日本司法支援センター（通称：法テラス）設立10周年のパーティーに出席。法テラスも10周年を期に、積極的に外に出て各種機関との連携を図るとのこと。

10月

1日

上山和夫氏黄綬褒章受章祝賀会

札幌会 上山和夫先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。上山先生の地元である岩見沢市の松野市長も出席され、和やかな祝賀会であった。2011年に放映したテレビドラマ「愛と死の境界線」は上山先生の連合会報への寄稿が発端であった。また、単位会会長を私と同時期に務め、懇意にしていた。今後ともご指導いただきたい。

3日

衆議院議員盛山正仁 第13回「盛山正仁政治経済研究セミナー」

盛山正仁議員政治経済研究セミナーに出席。盛山先生には、法務副大臣として、当連合会も大変お世話になっている。この日は、遠藤前五輪担当大臣が東京大会開催に向けての課題等について講演。

豊田俊郎参議院議員「豊田俊郎君と語る会」

ホテルニューオータニ幕張において開催された、豊田俊郎議員と語る会に出席。先の内閣改造で内閣政務官に就任されたお祝いを兼ねての盛大なパーティー。千葉会会員、全調政連役員を中心に多くの会員も出席し、祝意を表したところである。益々ご活躍願いたい。

4日

増子輝彦参議院議員（民主党議連会長代行）来会の対応

民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長を務めていただいている小川敏夫議員が参議院民進党議員会長に就任されて多忙なため、増子議員が

代行していただくこととなり、ご挨拶にみえられた。横山全調政連会長、権名幹事長はじめ政治連盟の役員の方々とともに応対。

6日

高村正彦衆議院議員「第40回朝食勉強会」

高村議員勉強会に海野副会長と出席。高村自民党副総裁には自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長を務めていただいている。時局や政局についてのお話をお聞きした。

9日

高橋順治氏の黄綬褒章受章を祝う会

千葉会 高橋順治先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。豊田議員、門山議員、宇野千葉県議会議長はじめ、親族の皆様もたくさん出席され、盛大な祝賀会であった。高橋先生といえば、ADRと土地法制や地図の歴史などの研究が代名詞。現在も連合会研究員として活動いただいている。まだまだご活躍いただきたい。

12日、13日

第1回全国会長会議

本年度第一回目の全国会長会議に臨む。冒頭挨拶を兼ねて、現時点での総括報告をする。今回の会長会議はなるべく多くの会長の発言が得られるようグループ討論方式とした。討論いただいたテーマは、「事務所調査の実施状況及び名義貸し対策の取組」「受験者拡大及び入会後の支援体制について」「土地家屋調査士が行う広報活動の効果について」である。二日目の発表において、各グループともに全国の会長から多くの意見が出された様子を伺った。なお、初日の懇親会には盛山正仁法務副大臣にお越しいただき挨拶していただいた。

13日

公明党政策要望懇談会

公明党土地家屋調査士制度の改革・推進議員懇話会に岡田・加賀谷・海野各副会長、横山全調政連会長、権名幹事長とともに出席。岡田副会長から、法14条地図関連、空き家関連の予算要望、入札区分と建物所在図の政策要望を説明。名刺が足りなくなるほど多くの国会議員の先生方が参集くださり、土地家屋調査士制度への期待に胸が高鳴る思いである。

土地境界問題解決への貢献のために ～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて

第2回

東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長) 江原 健志

ー表示登記における関与ー

では、そのような御認識を改めていただけたということ踏まえて、個々の制度における土地家屋調査士の役割について、順次、みていきたいと思います。

まず、表示登記における関与についてでございます。日々の業務、皆様方が日々担当されている業務である表示登記における関与ということですね。大まかに分けて、二つの問題提起をさせていただいております。一つ目が、分筆の登記や地積に関する更正の登記等において核となるものは何かということで、幾つかの法令の規定を引用しております。具体的にみてみたいと思うのですが、まず、地積測量図の関係をとり上げています。申請に当たっての添付情報としての地積測量図ということで、不登法の政令である不動産登記令、そして、法務省令である不動産登記規則、この二つの条文を引用しております。ここに挙げているような条文の規定は、そんなものは全部分かっているということだと思いますが、政令第7条は、添付情報を規定したものです。登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提出しなければならないという、皆様方御承知の条文です。その第1項第6号には、別表の登記欄に掲げる登記を申請する時は、同表の添付情報欄に掲げる情報を添付しなさいという規律となっており、その上で、別表があるということになるわけですね。ここに挙げた分筆の登記、地積更正の登記というのは、別表6の項、あるいは8の項にあるわけです。6の項が地積更正で、8の項が分筆の登記なわけです。それによると、地積更正については、添付情報として地積測量図が定められていますし、分筆の登記については、分筆後の土地の地積測量図が定められています。では、この地積測量図とは何かということについて規定しているのが、規則の第77条ということになるわけですね。釈迦に説法とは思いますが、重要な規定ですので、第77条を今一度読んでみたいと思うのですが、特

に筆界との関係が深そうなところだけを挙げてみますと、その柱書きに「地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない」と定めた上で、各号列記になっています。第5号では、地積及びその求積方法、第6号では、筆界点間の距離、第7号では、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値、第8号では、境界標があるときは境界標の表示と定められています。それから、第2項も参照として挙げましたので、みてみますと、前項第8号—これは境界標の表示ですが—この境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法、その他これに準ずる方法によってするものとなっております。以上のとおり、地積測量図を作るに当たっては、筆界点を明らかにする必要があって、その前提として、筆界の認定が現場で行われるということになるわけですね。そういう意味で、筆界の認定ということが重要な業務になってくると思います。

もう一つ挙げましたのが規則の第93条ただし書です。これは、知名度の高い規定であり、正に皆様方の日頃の業務の核心的なところを定めたものではないかと思うわけです。今一度記憶を喚起していただくために条文の規定を読み上げますが、条文の見出しとしては、「実地調査」とされていますが、「登記官は、表示に関する登記をする場合には、法第29条の規定により実地調査を行わなければならない。」というのが本文になっていて、「ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告、その他の申請情報と併せて提供された情報又は公知の事実若しくは登記官が職務上知り得た事実により登記官が実地調査をする必要がないと認めるときは、この限りでない。」というただし書が付いております。さらに、このただし書の「申請に係る不動産の調査に関する報告」には、括弧書きが付いていて、「(土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が代理人として登記を申請する場合において、当該土地家屋調査士(土地

家屋調査士法人の場合にあっては、その代表者)が作成したものに限る。)]ということになっています。つまり、他の者が調査した報告では、駄目なわけです。個人である土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した報告でなければいけないわけですね。その報告によって実地調査が必要ないと認めるときは、実地調査をしなくてもいいですよという規定になっているということですから、この規定は、土地家屋調査士の皆様の重要な権限を定めたものということができます。分筆の登記や地積更正の登記において重要な点はいろいろとあるとは思いますが、先程みていただいた地積測量図の内容として記録すべき事項において明らかなどおり、筆界ということが非常に重要な要素になっており、それを明らかにするに当たっては、筆界認定という作業が必要になる。これが土地家屋調査士にとって、非常に重要な核となる業務だということがいえるのではないかと思います。

それから、次に、地図の関係です。不動産登記法第14条第1項の定める地図の作成及び備付けがなぜ必要とされるのかという問題提起をさせていただきました。ここでも、また、幾つかの法令の条文を引用させていただきました。不登法第14条第2項、規則の第13条です。これらは、何度も読んでもらいたい重要な条文ですので、私の方で読ませていただきたいと思います。法律の第14条第1項には、「登記所には、地図―建物所在図の方はちょっと置いておきますが―地図を備え付けるものとする。」とされていますね。その第2項では、地図の内容が書かれているわけですが、「前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。」となっています。それから、規則の第13条の方ですが、条文の見出しとしては、「地図の記録事項」という見出しが付いておりまして、柱書きで「地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。」とされた上で、各号で記録事項が列記されています。第1号が「地番区域の名称」から始まって、第4号には「国土調査法施行令第2条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号」が、第5号には「図郭線及びその座標値」が、第6号では「各土地の区画及び地番」が、第7号では「基本三角点等の位置」が、第8号では「精度区分、

その他」がそれぞれ定められています。さらに、第2項の方には、「電磁的記録に記録する地図」―現在の地図は、皆様方御承知のとおり、紙ではなく、こちらになっておりますが―「電磁的記録に記録する地図にあっては、前項各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を記録するものとする。」とされています。それから、地図の訂正についても、規則の第16条に規定があるわけですね。このような内容を要する地図ですが、なぜそのような地図の作成や備付けが必要なのか。私は、法務局の職員に対する講義でいつも申し上げていたのですが、まずは不登法の第1条からみようよという話をしています。不登法の第1条は、目的規定になっているわけです。当たり前のことですが、やはり、これが一番重要ですので、何度も何度も復習することが必要であると思います。第1条を読み上げますと、「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」とされています。このような規定振りは、典型的な法律の目的規定の書き方です。「〇〇をすることにより、〇〇を図り、もって〇〇に資することを目的とする。」という、典型的な規定の仕方です。一番重要なのは、最後の「もって〇〇に資する」というところなのです。それが一番の究極の目的とするところなのです。取引の安全と円滑に資することを目的とする。」これですね。これが不登法の目的であり、もちろん、この取引というのは、不動産取引ですよ。この不動産取引の安全と円滑を図るという観点から考えてみますと、登記記録ないし登記簿があればいいかということ、そんなわけではないですよ。何番の土地があります、その地目は何で、地積がどのぐらいあって、ということが分かると。ついでにいうと、権利の登記があって、誰が所有者だということが分かるわけですが、これらの登記記録の記録事項が分かったとしても、それが現地でどこにあるのかが分からなければ、取引の安全や円滑を図ることができないはずがないわけです。そういう意味で、不動産登記において登記記録ないし登記簿が重要であるのは、当たり前ですが、それだけでは、不動産取引の安全と円滑を図ることができないことになりますね。そういう意

味で、地図を作成し、備え付ける、つまり整備しなければいけないというのは、そもそも、不動産登記制度、不動産取引の安全と円滑を図るといふ不動産登記制度の建前として、自明のことではないかといふことができるのではないかなと思ふわけです。

また、このような制度として当たり前のことであるということに加えて、二つほど地図整備の重要性を示す事柄を並べさせていただきました。

一つ目は、「民活と各省連携による地籍整備の推進等」の政府全体の方針です。これは、地図の整備がなぜ必要なのかという点について、法務省・法務局や土地家屋調査士の皆様方の中だけではなく、外の世界からも、認知されてきているということを示し上げたかったので、挙げさせていただいたものです。平成15年の頃の話になるわけですが、当時、小泉内閣の時代ですが、六本木ヒルズという森ビルの計画した超高層ビルを中心とした大規模な再開発案件—今は、虎ノ門ヒルズができてしまい、大分注目度は下がってしまったかもしれませんが、ちなみに、虎ノ門ヒルズにおいても、規模の大小はあれ、同じような問題があったと思ふますが—がありました。私は、現在六本木ヒルズがある辺りを何度か歩いたことがありますが、本当に大小の土地の区画が入り組んだ状態であったのですね。そのような地域を再開発するに当たって、地籍の確定—地籍は地籍調査の方の地籍という意味ですが—誰が所有者であるのか、どこが境界であるのかを確定する作業が本当に困難を極めたと、一説には、それだけで4年もの年月がかかったという話です。そこで、内閣に設置されている都市再生本部、今は別の名前になっている組織ですが、そこが都市の再開発を進めていく、それが我が国の産業力の強化にもつながるわけですが、その為には、地籍の確定、境界の確定、あるいはその所有者が誰であるのかというのを発見する、そういったことが非常に重要だということが認識されるようになったわけです。そこで、打ち出された方針がこの民活と各省連携による—この「各省連携」というのが注目されるのですが—地籍整備の推進という方針です。平成地籍整備などといわれることもありますね。地図の供給源というのは、地籍調査の成果として作成されたものがほとんどで、土地改良等によるものもありますけれど

ども、いずれにしても、法務省・法務局とは少し違ったところでやっている事業の成果物だったわけです。けれども、国土調査、地籍調査というやり方では、このような都市部において進めていくことは難しいということで、この民活と各省連携による地籍整備の推進という方針が出され、いろいろな既存図面を利用して地図を作っていくとか、あるいは法務局自身が土地家屋調査士の皆様方と協力して行う地図作成作業で都市部については進めていきたいと思いますということになって、そのための予算も大分増えていったということです。それまでは、モデル事業のような形で細々と、予算的にも乏しい額の予算でやっていたわけですが、今では、全国の法務局・地方法務局50局のほとんどのところで、計画的に、毎年やっているわけです。地図については、だいたい大雑把にいいますと、枚数にして、全国の登記所に地図に準ずる図面と合わせて約700万枚ぐらいあるわけですが、そのうちの過半数を少し上回るぐらいの割合で法14条1項の地図としての指定がされています。そういう状態なのですが、その中でも、法務局作成地図というのは、非常に少ないということ踏まえ、都市部を中心にやっていくということで、この方針が立てられたわけです。その後は、皆様、御承知のとおり、毎年国の予算の編成方針として通称「骨太の方針」などといわれているものが定められますが、その中にも盛り込まれるなどして、毎年着実に進めていくことになったわけです。その経緯は、先ほど御説明したようなものなのですが、考えてみれば、再開発というのは、不動産取引の一環であって、地籍の確定、土地の境界、筆界の確定が非常に重要であるということが、政府全体として取り組むべき課題であるという形で認知されたということです。それから、この関係で重要ではないかなと思ふのは、このような認知を受けるべきことは、客観的に明らかな事実なわけで、これに異論がないということです。つまり、例えば、今日は総選挙をやっておりますが、この間、政権交代が何度かありましたよね。それに伴い、様々な分野において、大きな政策の変更ということが生じたわけですが、この地図を作っていくという方針は、微動だにしていないのです。それは、政権与党がどの政党であっても、変わりません。このこ

とは、考えてみれば当たり前のことですよということなのですが、非常に、そういう意味で、地図整備の重要性が社会的な認知を受けているということがいえるのではないかと思います。

それから、二つ目は、東日本大震災の関係です。震災からの復旧・復興事業としての地図の修正作業等ということで、これもやはり地図の整備といいですか、土地の境界がしっかりとしていないと様々な問題が生ずることになるということが、いろいろなところで認識されることになりました。もちろん、震災自体は、大変不幸な出来事ではありますが、それを契機として、社会的認知を一つ広げるきっかけになったのではないかなと思うわけです。御案内のとおり、震災によって、地表にずれが生じたわけです。現在、被災3局に対応する単位会所属の方々には、大変な御尽力をいただき、地図の修正作業に御協力をいただいております。このずれが大きくなると、地図作成作業のミニチュア版のような作業もやっております。それは、いわゆる高台移転であるとか、再開発をするに当たって、境界を復元しなければいけないのだと。しかし、どこが境界線であったかが分からなくなっている状況—被災地の皆様方はもちろん、その他の地域の方々も含め、被災地に行かれた方は少なくないと思いますし、私も何度もまいりましたが、大変な状況でした—特に、あの津波でさらわれた地域は、境界標もごっそりもっていかれたようなところもありますので、これは、やはり地図を整備しておくということが非常に重要であると、大いに認識されるに至ったと思います。

以上、表示登記業務における土地家屋調査士の関与ということですが、分筆の登記であるとか地積更正の登記等、日々取り組んでおられる個々の表示登記業務におきましても、地積測量図等の作成をするに当たって、土地の境界、筆界を明らかにするという作業が極めて重要である。これらの業務の前提として、申請代理人である皆様方には、個々の土地についての筆界を認定していくという作業が一番コアなところになっていくだろうと思うわけです。測量するだけであるならば、他にも、土地家屋調査士の皆様方以外にも、得意とする業種の方々はおられます。そういう方々ではなくて、まずは筆界を認定して、そこを測量していくというわけですので、それ

は、土地家屋調査士でなければできない業務であるということになるわけですね。そして、地図というのも、このような表示登記業務の集大成になるわけです。作業内容としては、同じといいますか、その拡大版ということになるだろうと思います。そういう意味で、こういった日々の表示登記における関与として、筆界認定というのが非常に重要になっていくということだと思います。

—筆界特定における関与—

それでは、続きまして、筆界特定に入りたいと思います。

まず、筆界特定という新たな制度がなぜ必要とされたのかという問題提起をしております。その関連で、既存の制度として、地図訂正、地図作成作業、筆界確定訴訟との比較もみてみたいと思います。地図訂正の制度あるいは地図作成作業というものがあるということですが、これらは、言ってみれば、紛争予防のための制度ということになります。不動産登記制度自体、紛争予防のための制度であるということもできますが、対立する当事者間の紛争—もちろん、当事者間で話し合いがつけば、地図訂正の方法も執ることができるのかもしれませんが—現に紛争が生じている状態を前提として、これらの制度の中で何ができるのかというと、なかなか難しいかと思えます。地図作成作業がこのまま進められていって、先ほど、全国の地図に準ずる図面と合わせて700万枚のうちの半分と少しが法14条1項の地図であるという話をしましたが、それらの700万枚の全てが完全な形で、日本全国に、不動産登記法が予定している意味での完璧な地図が津々浦々まで整備されれば、あるいは土地境界紛争、筆界を巡る紛争がなくなったと言っているのかもしれませんが、それは、将来の話ですね。それから、この境界紛争、筆界紛争を巡っては、その解決のためのツールとして、筆界確定訴訟があったわけです。ところが、この筆界確定訴訟については、様々な問題が提起されていきました。訴訟であるということに伴うものとして、時間が掛かるとか、コストが掛かるとか。私は、現在、裁判官をやっていますので、そんなでもないのではと思うこともあるのですが、一般論としては、

そのような指摘がされておりました。それから、利用者の立場に立って考えてみますと、やはり、訴えを提起するという事は、普通の方々からすると、なかなか心理的な負担感や抵抗感は小さくはないだろうと思います。さらに、もう一つ、訴訟というのは、登記手続との連携が図られていないという問題がありますね。この連携が図られていないという表現が正確なものかはやや疑義がありますが、その本質的な問題点は、要するに、専門家が関与するという仕組みが乏しいままに行われていたというのが多分一番の問題点なのではないかと私は思います。弁護士や裁判官、いわゆる法曹という資格を有していたとしても、一般的には、境界、筆界について深い知見を持っているかということ、疑問があるということだろうと思います。そういうことで、いずれにしても問題があるので、一言で言いますと、このような隙間を埋めるものとして、筆界特定制度のニーズが出てきたということですね。現在、不動産登記法の一部の改正という形でこの筆界確定訴訟が制度化されておりますが、検討自体は、かなり以前から、法務省の方では検討を進めてきておりました。それは、ただ今申し上げたような問題点が既存の制度に存在するということが自明のことであったからですね。ところが、この制度化に向けた気運が一気に進んだ要因としては、先ほどの民活と各省連携による地籍整備の推進という政府全体の方針によるところが大きいのだろうと思います。この方針が打ち出される過程で、やはり、地籍の確定の一つ一つが紛争になったら、全て訴訟をやらなければいけないのかという話があり、もう少し簡易迅速に専門家の関与のもとで、かつ、きちんとした形で進めることができぬのかということが求められ、一気に進んだということになるのです。法務省では、この筆界特定制度を作るに当たり、日調連にも御協力をいただいた上で、何度か研究会を実施しておりますが、私も、その担当者として入っておりました。出来上がった筆界特定制度の内容自体については、皆様御承知のとおりですので、ここでは詳しいことにまでは触れませんが、要するに、筆界が不明な土地があった場合に、所有者からの筆界特定の申請があって、筆界調査委員の職権による調査があり、申請人や関係人からの意見陳述を聞いた上で、筆界特定登記官が筆

界特定をするということになっておりますが、研究会段階におきましては、ちょっと違ったところも想定されておりました。これも、よく御承知かと存じますが、検討段階では、行政処分として行うということが想定されていたわけですが、そこは、様々な事情があって、現在の制度になったわけです。ただ、私が思いますのは、もちろん制度としては大分違うということになるのですが、筆界特定の制度において重要な点はどこになるのかということを考えてみますと、行政処分性のあるなしというのはそれほど重要ではないのではないかと考えられます。本日のお話の主題であります、様々な制度を貫くものとして重要なことは何かということを考えてみた場合には、このことは、明確になるのではないのでしょうか。

「筆界特定の特質は何か」ということに進みたいと思います。やはり、私が考えるには、一番の重要な点は、ここのレジュメに書いてあるところなのかなと考えております。先ほど、筆界確定訴訟の問題点として触れたところの裏腹な問題なのですが、専門家である筆界調査委員の関与の下に筆界特定がされる。ここではないかと思うわけです。不登法の条文をいろいろ並べさせていただきました。第127条とか、第134条とか、これらは、要するに筆界調査委員の関与の根拠を示した規定ですが、ざっとみていきたいと思っております。第127条は、「筆界調査委員」という見出しが付いたもので、「法務局及び地方法務局に筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。」という規定が置かれた上で、第134条以降の「筆界の調査等」という款名が付けられている款の中に、まず、第134条で、「対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を行うべき筆界調査委員を指定する。」という規定があり、さらに、第135条で、「筆界調査委員による事実の調査」という見出しの下、「筆界調査委員は、その指定を受けたときは、対象土地その他の土地の測量又は実地調査をすること、筆界特定の申請人云々から事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができ。」と定められています。ついでにみていただきますと、その第2項では、「筆界調査委員は、前項の事実の調査に当たっては、筆界特定が対象土地の

所有権の境界の特定を目的とするものでないことに留意しなければならない。」という、当り前のことですが、そういう規定がある。それで、第136条に「測量及び実地調査」の規定が、第137条に「立入調査」の規定があるということになります。それから、第140条の第3項に、筆界調査委員は、意見聴取期日に立ち会うという規定があり、第142条に、事実の調査を終了したときは、筆界調査委員が筆界特定登記官に対して意見を提出するという規定があるわけです。このように、筆界特定の本質的なところとして、筆界調査委員という専門家の関与が必須になっていて、この筆界調査委員の意見を踏まえて筆界特定登記官が筆界特定をするというスキームになっているということです。これが正に制度の肝なわけです。このようなスキームを経てされるころの筆界特定に行政処分性があるかどうか、これは、制度的な意味としては大きな違いがあるとも考えられますが、やはり、この筆界調査委員の調査及び意見を踏まえてされるというところに筆界特定の大きな意義があるのではないかと思うわけです。そして、不登法の規定において明示されているわけではありませんが、この専門家たる筆界調査委員には、本日のお話の冒頭でみた土地家屋調査士法の規定から明らかですが、土地家屋調査士という専門的な職能がまずは予定されているということなのです。

登記記録や筆界確定訴訟において、筆界特定はどのような意義を有するかということも挙げさせていただきました。これは、かなりテクニカルな話です。不登法の第147条というのは、筆界確定訴訟との関係ですが、訴訟において筆界特定の記録が送付囑託に対象となるということがあるわけです。それから、規則の方では、登記記録への筆界特定の反映ということが定められております。

以上、みてまいりましたとおり、筆界特定における土地家屋調査士の関与ということですが、二つ目に取り上げました筆界特定という制度の肝が専門家の関与にあるということが重要なポイントであろうと思います。なぜ専門家が関与しなければいけないのかというと、筆界の特定という事柄が極めて困難な作業であるということを示していることができるわけです。先ほど申し上げたように、筆界確定訴訟の問題点としてはいろいろと言われているけ

れども、やはりこの点にあるわけですね。ということで、そういった専門家が関与して、迅速に、適正に、筆界の認定を行って、その調査を基に筆界特定を行うということですね。

一筆界確定訴訟における関与一

続いて、次にいきましょう。筆界確定訴訟です。「筆界確定訴訟とは何か」ということで、何か大上段に構えたことをまず取り上げております。一応、これは、復習をしてみましよう。形式的形成訴訟としての筆界確定訴訟ということで、最高裁の判決を引用しております。ここに挙げました最判が判示したことをそのまま読み上げますと、「公簿上一登記記録のことで一公簿上特定の地番により表示される土地が相隣接する場合において、その境界が事実上不明なため、争いがあるというときに、裁判によって新たにその境界を定めることを求める訴え」であるとこの平成7年の最判は言っているわけですね。この形式的形成訴訟というのは、勉強されている方々は、よくご存じだと思いますが、民事訴訟としては、少し特異な類型になるかと思えます。訴えの類型には、大きく分けて三つのものがあるとされています。給付の訴え、確認の訴え、形成の訴えというのがそれぞれですが、実務において数が多いものは、給付の訴えであろうと思います。例えば、「被告は、原告に対し、100万円を支払え。」とか、「被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を収去して、同目録記載の土地を明け渡せ。」とか、一定の給付をすることを請求の内容とするものです。

この給付の訴えで、今の例に挙げました事例で申し上げますと、民事訴訟法上の大原則として、処分権主義というルールがあります。これは、私的自治の原則、皆さんも御承知の民法といえますが、私法の大原則です。要するに、自分のことは自分で決めるという原則ですね。これは、憲法の定める財産権の保障から導かれるものですが、そういう大原則があります。この原則が民事訴訟の場においても反映されていて、例えば、今の100万円の貸金返還請求の例でいいますと、裁判所が証拠調べをしたら、100万円ではなくて120万円を貸したことが分かったとします。そういう場合に、120万円の返還を被

告に命ずることができるかということ、それは駄目なのですね。これは、権利者である原告が100万円の貸金返還請求をしているわけですから、それを裁判所がおせっかいで「あなたが持っているのは120万円じゃないのか」ということで、「120万円を支払え」という判決をすることはできないのです。また、この原則は、控訴審でも、働くことになります。今の例で、100万円の貸金返還請求に対して、相手方が「100万円は贈与を受けたもので、借りたものではないし、仮に、借りたとしても、そのうち40万円は返しました。」という主張をし、一審では、100万円の貸付けと40万円の弁済が認められて、60万円の支払が命じられたとします。これに対して、借主である被告側が控訴して、「やはり借りていなかったし、弁済したのは、70万円であった。」と主張したとします。貸主である原告の方は、特に一審判決には不服を申し立てないで、控訴審に移審したとします。この場合において、控訴審の裁判所が「貸付けの事実は認められるものの、弁済された額が40万円ではなくて30万円しかなかったのではないかと証拠からの心証を得たとします。この控訴審裁判所が自らの心証に従って差し引き70万円の支払を命ずることができるかということ、これもできません。これは、原告が一審判決に対して控訴や附帯控訴をしておらず、不服申立てをしていませんので、その範囲で原告は自分の請求を決めているということになりますから、裁判所が勝手にそれを拡張することはできないという不利益変更禁止の原則が働きます。このような意味で、民事訴訟には、処分権主義という大原則があります。

それからもう一つ、証拠の提出あるいは主張の提出の場面でも、弁論主義という大原則があります。これも、やはり私的自治の原則の現れといわれているものですね。先ほどの事例において、被告側が50万円の弁済を主張し、原告側でも「そうだね、50万円は確かに返してもらった。」と認め、自白が成立したとします。自白というのは、相手方が証明責任を負っている主要事実の存在を反対の当事者が認めることをいいます。いわゆる法律要件分類説という証明責任の分配に関する通説的な見解に従えば、弁済の抗弁は、今の事例でいいますと、被告側が証明責任を負っている事実になりますから、被告側にお

いて50万円を支払ったということを主張・立証しなければならないこととなります。それを原告側が認めることは、自白となります。ところが、証拠調べの結果からは、50万円も返していないのではないかと、弁済したのは30万円にとどまるのではないかと心証が得られたとします。この場合に、30万円しか弁済していないのだから、「70万円を支払え」という判決を裁判所ができるかといいますと、それはできないということになります。それは、客観的な真実には反していても、当事者が自白しており、争いがないのであれば、裁判所はそれに拘束されることとなります。これも、根拠は、私的自治の原則ということになります。このように、通常の民事裁判・民事訴訟では、私的自治の原則の訴訟における表れとしての処分権主義や弁論主義という大原則があります。

ところが、筆界確定訴訟が属する形式的形成訴訟では、そういうことになるはずが、そうはなっていないのです。処分権主義や弁論主義は、適用にならないと解されています。処分権主義の表れとして、普通の民事訴訟であれば、請求の趣旨ということで、先ほどの事例でいえば「〇〇万円を支払え」というのを原告側において特定しなければいけないことになっていますが、この処分権主義が筆界確定訴訟にも適用されるのであれば、原告側でその求める筆界線を図面等を用いてきちんと特定してもらわなければいけないことになるはずなのですが、そういう必要はありませんということになっています。それから、弁論主義につきましても、例えば、筆界線を表す際に、別紙図面のA点とB点を結ぶ直線であるという表現が用いられると思いますが、被告の方でA点はそこでもいい。でも、B点はそこじゃなくてこっちです、だから筆界線はこっちです、といった話がありがちですね。そういう意味で、A点について自白が成立して裁判所が拘束されるかということ、それも成立しないと解されております。裁判所は、筆界確定訴訟では、当事者の申立てや主張に拘束されることなく、在るべき姿の筆界を引けるということになっています。したがって、先ほど御説明しました控訴審に行った場合の不利益変更禁止の原則も、ありません。そういうことになっているのですね。それは、何故かということですが、当たり前ですね。

筆界ですから。筆界というのは、私的自治の対象となるものではないですよ。公法上のものですから。このことは、当たり前なことなので、そもそも、民事訴訟でやること自体に無理があるといえば、無理があるようにも思うわけですが、他にはないということ、そういうことになっているということですね。だから、筆界確定訴訟は、訴訟事件ではなく、非訟事件だといういわれ方をすることもできます。裁判所では、訴訟事件以外にも、非訟事件というのは、たくさん取り扱っております。執行事件や倒産事件、商事や借地借家の分野にもありますし、あるいは、広い意味で民事事件に分類される家事事件などもこれに当たります。要するに、権利義務の存否を巡って争うという関係にはないわけですね。その一つのものなのではないかといういわれ方をしているということですね。それが筆界確定訴訟ということになるわけです。次に説明をいたします所有権確認訴訟との違いとして、所有権界と筆界との違いとして、筆界というのは当事者の合意で定められないというのも、同じような文脈です。所有権というのは、私法上の権利ですから、自由に権利者である所有者が処分することができますよね。それに対して、筆界というのは、駄目だということですね。

続いて、筆界確定訴訟における審理の特質はどのようなものかということですが、特質のうち、他の民事訴訟との比較における特質ということについては、正に先ほどから御説明しているとおりのこととなります。そこで、さらにということで、筆界特定手続との相違点についてみたいと思います。筆界特定は、先ほども触れましたように、当初の構想とは違って、結局、行政処分性はなしということに、少なくとも現行法の筆界特定手続ではされており、それに対して、筆界確定訴訟は、先ほどの最高裁判決の判示事項のとおり、裁判によって新たにその境界を定めることを求める訴えということですから、一種の行政処分に相当するものを裁判所がやっているということになりますね。もちろん、証拠から認められるところの原始筆界であれば原始筆界、分筆等によって後発的に生じた筆界であればそれになるのですが、それらの既に存在している筆界を探求するという作業が事実上は執られるわけですが、探求してもどうしても分からないというとき

には、筆界を一種創設するということになっていきます。これに対して、筆界特定は、皆様御承知のとおり、飽くまで、これらの原始筆界や分筆によって生じた後発的な筆界を探求して、ここではないかということ、これを筆界特定登記官が特定するという作用にすぎません。筆界特定には、筆界を創設するという作用はないわけではないのですが、制度としては大分違いがあります。ただ、くどいようですけれども、重ねて強調して申し上げますが、筆界確定訴訟であっても、結局は、証拠から既に存在する筆界を探究する作業というのがまずありますので、実際に行う作業としては、同じであるということができます。本当にどうしても分からないような場合、地図作成作業でも、地図混乱地域では、どうしても分からないという場合があるかもしれません。客観的な資料が何もなく、当事者の言い分も全く違う、そういうときは、違いが出てくるかと思いますが、そういう究極的な場合を除けば、結局、筆界確定訴訟も、筆界特定手続も、やることは同じだといえるのではないかと思います。

筆界に関する専門家の関与という意味における特質ですが、先ほど申し上げたように、筆界特定制度においては、制度としてこれが組み込まれていました。筆界調査委員による調査、意見の提出、それを踏まえた筆界特定登記官の筆界特定ということで、完全に専門家の関与が組み込まれています。これに対して、筆界確定訴訟においては、訴訟ですので、特別な制度的手当があるわけではありません。もともと、筆界確定訴訟という言葉自体、昔の裁判所の事務分掌に関する法律の中に境界確定の訴えという言葉があったというだけで、それを除けば完全に解釈論ベースの訴訟類型ということになります。筆界特定制度の創設に伴って、不登法の中に筆界確定訴訟という明文の規定が入ったということですが、これも、特に、筆界確定訴訟ではこうやりなさいという規定があるわけではありません。したがって、専門家の関与が制度的に担保されているかという点、そのようなことはありません。ただし、実際は、おそらくこの場に御参集されている皆様の中にも、筆界確定訴訟の審理に専門家として関与されたという方がいらっしゃるのではないかと思います。専門家の関与があることが多いものとなっています。

まず一つは、鑑定という手続で、民事訴訟手続において専門的な知見を活用する場合の大道とっていかと思います。近時は、いろいろな複雑困難な訴訟が増えていますので、様々な訴訟において鑑定が行われており、そこで登場する専門家というの、多様な方々がおられます。いわゆる士業や医師に限られません。最近では、IT関係の専門家とか、そういう技術系の方々も増えておりますが、そういう意味で、民事訴訟では、幅広く活用されている制度です。大道で、昔からある制度ですので、調査士の皆様方にも、御活躍いただくというケースも少なくないかと思ひます。それから、比較的新しい制度として、専門委員という制度があります。これは、民事訴訟法の第92条の2以下の規定で定められています。ちなみに、鑑定は、第212条ですね。鑑定というのは、証拠調べの一つのやり方です。証拠調べというのは、まずは、書証の申出、書証の取調べがありますが、これは、書面の意味内容を証拠として用いるものです。契約書とかいろいろありますね。この筆界確定訴訟においても、登記記録とか、公図や地積測量図とか、いろいろあります。それから、人証、具体的には、証人尋問や当事者尋問というのがこれに当たります。これらの他に、鑑定という証拠調べの方法があるわけですが、専門委員というのは、その証拠調べそのものではなく、当事者の主張を明らかにするために活用される専門家のことです。本日御参集の皆様方の中に、鑑定人をされたことがある方はおられますか。—結構いらっしやいますね。—専門委員をされたことがある方はいかがでしょうか。—いらっしやいますね。なるほど。—筆界確定訴訟における審理の特質、筆界特定手続との比較としては、以上のとおりです。裁判官や弁護士がこの手の話に通じていない状態で進めていると、いつまで経っても要領を得ない主張・立証が続くことになってしまうのですね。ぜひ、皆様、その辺りも、知り合いの弁護士などに教育をお願いしたいと思ひます。

最後に、筆界確定訴訟の判決が登記記録や筆界特定にどのような影響を与えるかということですが、これは、ややテクニカルな話になります。不登法の第148条というのは、レアケースだと思いますが、結局、筆界特定に不服がある場合には、紛争がそこ

で終わらないということになるわけですね。筆界特定が仮にされたとしても、不服がある当事者が筆界確定訴訟を起こすということはできますし、現にそういう事例もあります。そういった場合に、念のための規定として、この第148条があります。簡単にいいますと、筆界確定訴訟の判決で定められた筆界が、もしその前にされた筆界特定の内容と矛盾するときは、その限度で判決が優先するということですね。当り前のことですが、そういうことをうたった規定です。規則の第237条というのは、筆界特定手続記録にその判決があったことを記載するということであり、ユーザーのためのものということになるかと思ひます。

以上にみてきた筆界確定訴訟における関与ということですが、土地家屋調査士の皆様が関与するとすれば、筆界の専門家として、鑑定や専門委員が考えられますし、それ以外にも、もちろん、当事者の訴訟活動として、私的な鑑定や意見書、そういった形で関与されることもあろうかと思ひます。筆界の鑑定ではあまりないかもしれませんが、医療の分野や工学鑑定では、まず、当事者双方がそれぞれ私的な鑑定を専門家に依頼し、鑑定書を出してくるケースが多いのですが、それが全く結論が異なるということになって、公正な裁判所が第三者の立場から鑑定人を選任し、実施するというパターンが多いかと思ひます。そういう意味で、おそらく専門家の関与は、訴訟提起前の段階から、あるいは訴訟提起後も、それぞれの当事者が作成する資料への関与という意味でも、おそらくあるのではないかと思ひます。そこまでいなくても、訴訟案件を受任した弁護士から、ちょっと教えてくださいということで、いろいろと事実上の関与ということで、関与されることがあるかと思ひます。ただ、いずれの場面での関与であっても、土地家屋調査士の皆様の関与というものは、突き詰めて考えれば、どこが筆界なのか、その根拠は何なのか、その資料はどのように読むのかということですね。

(続く)



京時雨

深谷健吾

時雨るるや京の一条戻り橋
大仏の手の平に受く片時雨
雁鳴いて日本の空を渡りけり
枝先にふんばつてゐる木の葉かな
母の忌に咲く裏庭の返り花

当季雑詠

深谷健吾選

愛知 清水正明

こぼれ萩しばし宿して潦
蒙古班くつきり映す良夜かな
土地勘のなき人去れと牛膝
露けしやをんなの意地のなよ竹碑
足るを知り見えぬ風よぶ蕎麦の花

茨城 島田 操

残る暑さ解きしは夜来の雨なりし
戒名は佛は知らず秋彼岸
晩学も余生の友や天高し
大昼餉旨し旨しと走り蕎麦
木の実独楽八十路の旅の手遊びに

茨城 中原ひそむ

病む妻の掌に掌を重ね遠花火
遠花火介護の妻の寢息澄む
また揚がる音の届かぬ遠花火
夫婦して余白はわずか遠花火
退院の目鼻は立たず深む秋

岐阜 堀越貞有

稲刈りの落穂に群れる雀かな
一本の松に手をやく松手入
どぶろくを酌む一族の白川郷
庭畑の隅に残され種なすび
プランターに隙なく生えし菜を間引く

今月の作品から

深谷健吾

清水正明

土地勘のなき人去れと牛膝

「牛膝(るのこづち)」の「牛膝は、漢名。牛の膝に似ているところから、この名がある。「るのこづち」の名は、「冢槌」と書き、冢(るのし)の意)で太い茎を膝頭に見立てて言うのであろう。道端や藪などに生え、枝の先に穂をなして淡い緑色の小花をつけるが、美しい花ではない。花が終わると棘のある実になり、これに触れると動物や人の衣服に付く。花より実の方が印象が強いので、俳句では、実のときの「るのこづち」を詠む。提句は、土地勘と季語の牛膝との取り合わせが妙。中七の「なき人は去れ」とのフレーズにより作者の強い意志を感じる佳句である。

島田 操

晩学も余生の友や天高し

「天高し」とは、「秋高し」の傍題。大気がよく澄み空を高いと感じる。その秋の趣をいう。杜審言の詩の一節「秋高くして塞馬肥ゆ」から秋高しの季語が生まれた。余生を感じる歳となればなるほど、郷愁にかられる思いが強くなるのは世の常であらう。特に親友・心友に対してはなおさらのこと。友人は減って行く折に、晩学を友と捉えて励む姿に敬服。正に「天高し」である。作者の心象を見事

に活写した大好きな一句である。俳句でも詠んで共に楽しみましょう。

中原ひそむ

また揚がる音の届かぬ遠花火

「花火」には、夜空に高く花開く打揚花火や仕掛花火など大型のものと庭先で楽しむ練香花火やねずみ花火などの玩具花火とに大別される。初期俳諧では花火は盆行事の一環と考えられ、秋の季語であったが、納涼が中心となった現代では夏の季語に分類している。昔から有名な両国の花火は隅田川の「川開き」に行われた。傍題の「遠花火」は、遠くに見えて音のないぼつと浮かぶ打揚花火のこと。即ち、どこかせつなく、なつかしい風情がある。提句は最愛の奥様に「見せてやりたや遠花火」の心境か。「また揚る」のフレーズによりシリアスな様が重なる。素晴らしい心象句であり、俳句を詠むことで少しでも癒されれば幸いなことです。

堀越貞有

一本の松に手をやく松手入

「松手入」とは、十月ごろ、松は新葉が完全に伸びきり古葉が赤くなつてくると、古葉を取り去り余分の芽は剪り、樹形を整える。これを松手入という。庭木の中でも松の手入れは難しい。庭師が来て梯子をかけて丹念に手入れするのは時間のかかる仕事だ。害虫が登らないように幹に菰がかけられて手入れが完了するとみちがえるほどさつぱりとする。いかにも松は風格を感じさせてくれる。提句は、庭の剪定作業を見ての一句か。雑木とは違い一本の松の剪定だけは親友が最後まで懇ろに行う。見事な鉄捌きだ。「松に手」のリフレインにより、句にリズムが生まれ、爽やかな佳句となった。

第63回代議員会が開催されました

去る9月16日、千葉県土地家屋調査士会会議室において代議員会が開催され、平成27年度決算ほか全ての議案が慎重審議の上、可決承認されましたのでご報告いたします。

議決事項

第1号議案 平成27年度国民年金基金決算について

年金経理

年金経理とは、将来年金を支払うための資産並びに年金、一時金給付に関するものです。収入は加入員から納められた掛金と資産運用による収益が主なものです。支出は年金給付費、一時金給付費、中途脱退移換金、運用委託金融機関に対する報酬などです。

損益計算書			
○自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
給付費	1,105,107	掛金収入	531,757
移換金	91,876	受換金	1,441
還付金	6,661	負担金	11,973
拠出金	545,649	運用収益	0
取崩金	780,386	交付金	1,204,140
返納金	18	積増金	287,301
責任準備金増加額	622,134	不足金	1,115,219
剰余金	0		
計	3,151,831	計	3,151,831

貸借対照表			
○平成28年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	283,308	流動負債	94,123
固定資産	22,247,201	支払準備金	189,185
基本金	4,323,436	責任準備金	26,532,789
		給付改善準備金	13,618
		基本金	24,230
計	26,853,945	計	26,853,945

業務経理

損益計算書			
○自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	22,787	掛金収入	25,049
代議員会費	1,355	交付金	0
事業費	8,095	雑収入	21
雑支出	1,138	不足金	8,305
計	33,375	計	33,375

貸借対照表			
○平成28年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	73,919	流動負債	3,611
固定資産	224	基本金	78,837
基本金	8,305		
計	82,448	計	82,448

第2号議案 土地家屋調査士国民年金基金規約の一部を変更する規約について

(国民年金保険料納付猶予対象者の拡大に関する法律の施行に伴い、規約の整備を行うもの。)

協議事項 国民年金基金の見直しについて

(制度改正法成立に伴い、土地家屋調査士国民年金基金の今後の対応について協議しました。)

新規加入

実施中

キャンペーン

キャッシュバック

さらに
図書カード
1000円分も！

・期間：2016年4月1日～2017年3月31日

・対象者：上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入いただき、初回掛金の納付ができた方

注：現在、国民年金の掛金をお支払い中の方が対象となります。

・応募手順：

①土地家屋調査士国民年金基金に未加入の人が基金に「加入申出書」を送る

②加入の手続きが完了したら、1,000円分の図書カードをプレゼント

③初回の掛金引落日に、口座から掛金の引落ができたことを確認

④1万円キャッシュバック決定

⑤初回の掛金引落日から2ヶ月以内に、
口座に1万円をお振込みします



12月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

12月15日までが

ご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00～17:00)

徳島会

「ホールインワン達成」

徳島支部 範囲 豊



『とくしま地識人』第119号

ついにホールインワンを達成しました。

忘れもしません、昨年(2015年)の11月19日(木)午後1時30分のことです。

神山町にあります、タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部アウトコース3番で、当日は167ヤード(150メートル余り)でした。

世界中のゴルファーが、一生に一度はホールインワンをやってみたいという願望があると思います。

通常見られるホールインワンですと、ピンの方向に飛んでいったボールがグリーンに乗って、暫くコロコロコロと転がって行ってカップにコトンと入るパターンがほとんどです。なかには全く方向違いに打ったボールがコース外の岩などに当たって跳ね返ってきて、まぐれで入るといったものもあります。

私の場合、ものすごく本当に珍しく、打ったボールが直接カップの土手をブチ壊して直接カップに入りました。通常このような場合はカップの金属筒に当たり跳ねて飛び出すものですが、このときは方向も距離も入射角もピッタリだったのかガチャーン!と入ったのです。

昨年の会報117号でも書きましたが、昭和56年の開業のころか

らゴルフを始めて以来35年目にしてホールインワンをやっと達成することが出来ました。

ホールインワン達成記念の記念コンペを行って、その祝賀会でのスピーチで重要な事を言い忘れていたのでこの紙面を借りて言わせてください。「…通常はホールインワンをすると舞い上がってしまって誰しもゴルフのスコアは二の次になるものですが、3番ホールで達成したにもかかわらず38のスコアであることができました。…」なあんだ一自慢かい!

人によっては、ゴルフを始めて間もなく2・3年でする人もいますが一生涯かかっても入らない人も沢山います。むしろホールインワンしない人のほうが断然多いのが現実です。

ゴルフをされてない人のためにホールインワンのすごさを説明したいと思います。ホールインワンとはゴルフのショートホールまたは、PAR3と呼ばれるホール(3打でカップに入れればよい)で、1打でカップインさせるというものです。(例えば、約150メートルの距離から僅か10センチの直径の穴に1打で入れること)

ホールインワンの難しさ

ゴルフを1ラウンドすると18ホール中大体4ホールのショートホールがあります。ショートホール以外でも1打でカップに入れればホールインワンなのですが、現実的に考えて他のホールでは距離が遠すぎるために、ショートホール以外にホールインワンを成し遂げるのは無理があります。

いろいろとホールインワンの確率についてインターネットで書かれているものがありますが、アマチュアでは12000回に1回入る確率なんだそうです。

ほとんどのコースでは1ラウンドでショートホールが4つありますので、計算してみますと以下のようになります。

12000回÷4ホール=3000ラウンド
つまり3000ラウンド(日)プレーをしなければいけない計算になります。

せつせと、雨が降ろうが台風が来ようが毎週毎週日曜日にゴルフに行ったとしても年間50週です。3000日行くためには約60年かかる計算になってしまいます。

このホールインワンの確率でプロゴルファーのホールインワンの確率は、アマチュアより大幅に上

がり3750回に1回になるのだそうですが、あれだけ練習をして毎日プレーしているプロゴルファーでもホールインワンしたことがない人もいます。

ゴルファー保険の重要性

アマチュアゴルファーにとってホールインワンということはどれだけすごいことが分かります。そして、ホールインワンを成し遂げると一緒にプレーをしていた方やキャディーがいる場合は、その一緒にいた人たちにごちそうしなければならないという暗黙のルールが存在します。

この際、ゴルフコースに記念植樹したりベンチなどを寄贈したりする人もいれば、祝賀会を盛大に行ったり、キャディーへの祝儀、贈呈用記念品購入費用など日本では喜びを分かち合う慣習が定着しております。

そのようなことをすれば、結構なお金がかかってしまいます。そのようなことのために「ゴルファー保険」というものが存在します。この保険ではホールインワン達成時に10万円から100万円の保険金を支払ってくれるというものです。ただし、プロゴルファーやレッスンプロの人たちには保険金は出ません。

基本的には、ゴルフボールが飛んで行って他人に怪我をさせたときのための賠償責任保険が主な目的ですが、自身の傷害、ゴルフ用品の破損などの付帯としてホールインワンの補償も含まれています。

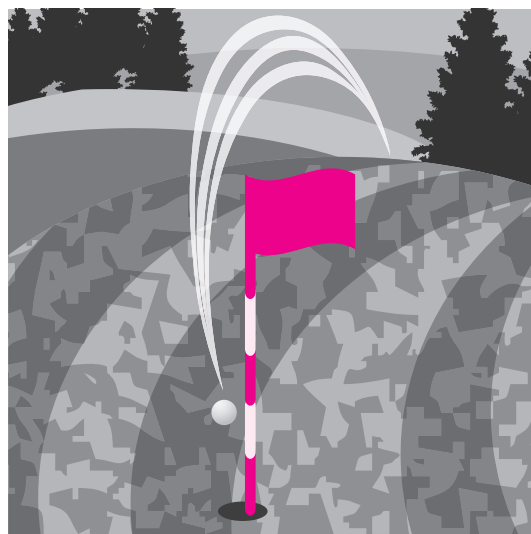
近年、日本ではゴルフもプレーの形態が変わってきてキャディーを雇わなくなりセルフプレーが多くなってきました。昔ですと1ゴルフ場にキャディーが60名とかいましたが、最近では5名などという時代になってきています。

話が外れてしまいましたが、ホールインワン保険も一時期100万円の保険金目当ての詐欺事件が多発したため、現在では支払いの条件が厳しくなり保険金額も通常50万円上限などが多くなってきています。

保険金を請求するためにホールインワンをしたことの証明が必要になるのですが、キャディーなどの現認者がいない場合同じコンペのメンバーの証明では認められないので注意が必要です。

私は最近自衛手段としてセルフプレーの場合には、ホールインワンしたときのために保険金を請求する証明として手軽なスマホでのビデオ撮影を同伴者と相互に撮影し合うようにしております。

最後に、ゴルフ界には「届かなければ入らない」という名言があります。改めてこの言葉をかみしめながら、2回目のホールインワンを目指して臨んでいます。



土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「地識くん」

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を11回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

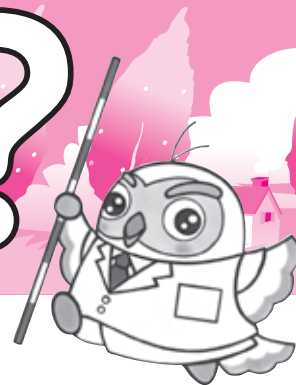
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、65年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第12回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法	：毛利透講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任	：馬橋隆紀講師／弁護士
民法	：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟	：鈴木秀彦講師／弁護士
民事訴訟法	：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	筆界確定訴訟の実務	：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第12回特別研修の日程

- 1 基礎研修：平成29年2月3日（金）から5日（日）
- 2 グループ研修：平成29年2月6日（月）から3月9日（木）
- 3 集合研修：平成29年3月10日（金）、11日（土）
- 4 総合講義：平成29年3月12日（日）
- 5 考査：平成29年3月25日（土）



特別研修の受講体験者の声



茨城会 安田学会員（第8回特別研修受講・平成24年度）

私が土地家屋調査士特別研修を受講したのは、「〇〇さんは土地家屋調査士の特別な仕事の資格持ってるんだって？安田さんはそれできないの？」と知り合いの何人かから言われたのがきっかけでした。それまでは、なんとなく気にはなっていたのですが、「そんなにまとまった時間はとれないよなあ」と思い、挑戦してみようとまでは考えませんでした。

基礎研修では、結構な量を一気にビデオで受講するので、あまり、理解できない部分もありました。グループ研修では基礎研修での内容を踏まえ、与えられた課題をグループ内で討論しながら作成するのですが、続く集合研修でその結果を他会の受講者の前で発表しなければならないので、みんな自然と気合が入りました。集合研修は申立書と答弁書について、具体的な講義があり、基礎研修では全く分からなかった部分もようやく分かってきました。

考查の前は、「勉強しないと落ちるよ」と言われていたので、結構一生懸命勉強しました。私が受講したときは、土地家屋調査士試験から10年くらい経っていたのですが、テキストを見ながら問題集を解いたりして、受験の時を思い出しながら勉強しました。

私のグループは、全員が考查合格だったので、慰労会のお酒はとても美味しかったです。

境界紛争の問題について、問題となる点や訴訟への道筋などが学べ、また、グループ研修の仲間とは、とても親しくなり、今後業務を行っていく上でも、非常に有意義な研修であったと思います。

大阪会 富岡隆会員（第8回特別研修受講・平成24年度）

私が十数年前に土地家屋調査士試験を受験した当時は、試験範囲で出された法律は、不動産登記法・土地家屋調査士法そして民法でありました。ただ民法については、相続関係の部分のみであり、扱う法律の範囲は非常に狭かったものと記憶しています。

しかしながら、土地家屋調査士という業を実際にさせていただくときに、立会時に必ずと言っていいほど絡んできたのが、所有権界の話でした。

「塀がここまであるからここが境界だ」…皆さんが一度はお聞きになったフレーズかと思います。地租改正や区画整理など筆界が最初に創設されたときは所有権界と一致していたものが時の流れによって地形が変わったり、取り込まれたりして一致しなくなった現象はよく目にするものです。

その場合、土地家屋調査士試験で習う法律だけでは、当然に足らなくなり、周辺の法律を学習する必要がありますし、知らないと仕事にならないケースも多々出てきます。

私は、特別研修の講義を受けて、周辺の法律…特に「時効取得」など権利に絡む法律はある程度知っておく必要があると痛感いたしました。

残念ながらADR認定土地家屋調査士になっても仕事にはならないというのは、現時点において事実ですが、国民の権利意識が高まっている現代において、専門家として最低限の知識は一般人よりも持っておくべきだと思います。

資格内資格を全員が持つことによって、土地家屋調査士のレベルや価値も周りから見上げることにもなるだろうし、またその必要性も増し、それが仕事にも繋がっていくものと思います。

まだADR認定土地家屋調査士になられていない方には、もう一度検討していただき、ご自身や土地家屋調査士のレベルアップにも一役買っていただければと思います。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 9月 1日付
東京 7971 築添 徹也 神奈川 3047 中原 一成
大阪 3285 武本 隆志 大阪 3286 梅田 正人
三重 891 中村 方信 鹿児島 1080 岡 泰之
宮城 1025 岩渕 民典
平成28年 9月12日付
千葉 2173 安 隆一郎 青森 770 福津 隆史
平成28年 9月20日付
神奈川 3048 高本 達三 静岡 1785 志田 雅行
大阪 3287 西谷 尚志 札幌 1193 宮林 重成
高知 672 有光 壮太

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 7月21日付 新潟 1703 今村 富夫
平成28年 7月27日付 新潟 2143 渡辺 博
平成28年 7月30日付 埼玉 267 長谷川敏治
平成28年 8月10日付 兵庫 1485 田中 清
平成28年 8月12日付 茨城 1320 渡邊 直樹
平成28年 8月14日付 奈良 212 倉本 守
平成28年 8月17日付 大阪 2501 山野 博章
平成28年 8月24日付 札幌 771 萱場 清彦
平成28年 8月27日付 釧路 293 横山 健治
平成28年 9月 1日付
神奈川 1472 米川 純 神奈川 1538 馬場 貞夫
神奈川 2728 男全 憲志 茨城 1088 岡田 一誠
栃木 500 本島 一男 新潟 1725 長谷川三郎
大阪 1354 尾崎 捷一 大阪 1945 福永 裕美
大阪 2441 中西 笑子 宮城 537 郷家 孝元
平成28年 9月12日付
神奈川 769 小山 定男 神奈川 2182 伊藤 毅一
神奈川 2965 宮坂 明弘 埼玉 1217 玉川 定美
埼玉 2034 飯野 幹夫 千葉 2114 川島 武
群馬 692 金井 順一 静岡 1081 清水 弘
静岡 1137 杉山 昌弘 長野 2099 輿 和憲
新潟 432 遠藤 登 新潟 1148 熊倉 勇
新潟 1498 渡辺 浩市 滋賀 49 杉山 照子

滋賀 182 竹端 貞夫 愛知 1698 櫻井 司
岐阜 1003 名倉 長晴 富山 332 筒井 政次
福岡 1174 有方 義民 福岡 1312 曾根田寿孝

平成28年 9月20日付
長野 2320 石田 盟雄 新潟 1815 板垣 正人
京都 543 森山 一曉 和歌山 233 古山 隆生
和歌山 351 岩本 光仙 愛知 2825 澤田 道孝
広島 973 平元 正人 山口 859 山崎 耕右
山口 912 湯原 憲一 山口 920 阿部 英世
宮崎 723 北山 高之

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 9月 1日付
岡山 1211 川野 祐治 岩手 1112 及川 一彦

9月

28日、29日

第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 建築確認申請に際しての敷地の境界確定について
- 2 国土調査法第19条第5項の利用促進について
- 3 基準点の作業規程の改正について
- 4 入札参加の促進策について
- 5 諸施策連動について
- 6 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について
- 7 ADR法「認証」に係る事前面談について

29日、30日

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成29年追加)」の作成について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正(案)について
- 5 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正に係る検討について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業に関する規則等の新設に伴う関係規則等の整備について
- 7 平成29年度総務部事業計画(案)について
- 8 各部等から総務部への依頼事項への対応について
- 9 土地家屋調査士会からの照会について

10月

4日、5日

第3回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について

- 2 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトの改修について
- 4 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 5 筆界特定制度に関する事項について
- 6 登記測量に関する事項について
- 7 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査について
- 8 平成29年度業務部事業計画(案)及び同予算(案)について

12日、13日

第1回全国会長会議

<協議事項>

- 1 グループ討論
 - (1) テーマ1 事務所調査の実施状況及び名義貸し対策の取組について
 - (2) テーマ2 受験者拡大及び入会後の支援体制について
 - (3) テーマ3 土地家屋調査士が行う広報活動の効果について
- 2 連合会からの説明及び質疑応答・意見交換
 - (1) 役員選任規則第2条の2第1項の規定に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数について
 - (2) 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
 - (3) 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
 - (4) 第13回土地家屋調査士特別研修の実施方針について
 - (5) その他
- 3 グループ討論報告

13日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 CPDポイントの公開(規則改正、システム改修、スケジュール)について
- 2 平成29年度研修部事業計画(案)及び同特別研修運営委員会事業計画(案)について
- 3 中央研修所構想について
- 4 第5回研修部会について

編集後記

楓葉経霜紅－楓葉(ふうよう)は霜を経て紅なり－

今月7日には立冬を迎え、冬支度に取りかかる時期となりました。炬燵やストーブ等の暖房器具が半年ぶりに定座につきます。ダウンや厚めのコート、マフラーや手袋もスタンバイ。そして毛布に包まれ眠る時の感触に懐かしさと幸せを感じるのです。温もりをくれる冬の必需品たちは、人の心の温かさにも似て安らぎを覚えます。

外に目をやれば、山野の樹木も冬支度。紅葉するには、日中気温が高く光が充分にあり、夜冷えること。秋晴れの日が続く、寒暖の差が大きいほど見事な紅葉が見られます。北海道や東北地方の標高の高い冷涼地から始まる紅葉前線が、約二か月半かけて温暖な地域へと日本列島を南下し、山上から麓へと、私たちにその美しさを楽しませてくれます。今年は9月10月の気温が平年に比べ高かったため、見頃は例年よりやや遅めのようなようです。

秋の紅葉は春の桜と同様に、日本人の感性に訴える魅力があるようです。葉と花、両者は色合いも姿

も異なりますが、変化していく、移ろっていく美しさが共通するところ。王朝人は時雨が紅葉の色を染めると考えていました。少し染めることを「一入」に、やがて「千入」「八千入」に染めていくと言いました。染料を解いた水に布をちょっと入れると浅い色に染まり、千回入れると濃く、八千回入れるともっと濃く染まっていきます。「入(しほ)」は染料に浸す度数を数えるのに用い、そういう意味から出た言葉だそうです。

「楓葉経霜紅－楓葉(ふうよう)は霜を経て紅なり」という禅語があります。楓の葉は霜が降りるような厳しい寒さを経て初めて真赤に紅葉する、その寒さを耐え忍んだから美しいのであるという意です。人間も様々な苦勞を重ね耐え、克己してきた人ほど、人としての深み、重み、人間性が磨かれ、年輪を重ねた美しさを持つようになるということでしょうか。そんなふうに、そう信じて、歳を重ねていきたいと思えます。

紅葉を愛でつつ、今年はどうな想いが込み上げてくるのかしら。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社